

19世紀中葉エジプトにおける税制度

—その2. 通行・市場税—

加藤 博

はじめに

1. 「通行・市場税」制度改革概略
2. 19世紀中葉エジプトにおける商品流通機構
3. 19世紀中葉エジプトにおける市場運営

おわりに

付録(I)「通行・市場税」新規則抄訳

(II)「通行・市場税」新規則コピー(部分)

はじめに

本稿は、サイード治世(1854—63年)下に実施された一連の税制改革の内容を紹介・分析することを通じて、19世紀中葉エジプト社会の諸特徴を剔出することを目的とした筆者の一連の研究の一環をなすものである。こうした一連の研究における筆者の問題関心と研究視角については、すでに不動産賃貸借税制改革を扱った先稿において指摘したところから、ここでそれを改めて繰り返すことはしない。⁽¹⁾

依拠する史料は、先稿と同じく、エジプト国立公文書館(Dār al-Wathā'iq al-Qawmiya)に所蔵されている『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』(mahāfiẓ ma'īya sanīya turkī)のうち、カルトン番号21(旧カルトン通し番号56)・文書番号53(mahfaza raqm 21, wathīqa raqm 53)として整理されてい

る、1275年ムハッラム月14日(1858年8月24日)付、内務省長官(nāzir diwān al-dakhiliya) 通達である。⁽²⁾

この通達は、「通行・市場税」(ḥamla) 徴収に関する新規則の作成経過を述べた一葉のトルコ語主文と、この新規則の写しである67ページのアラビア語小冊子とからなっている。このうち、我々の当面の関心にとって史料的价值をもつのは、当該税新規則の写しである上記アラビア語小冊子である。

ところで、この新規則は、当該通達のなかで法律(al-jā'iḥa)と呼ばれている。しかし、それは、一般的抽象的内容をもつ条文のなかで必要規範を体系的に整理・提示するという、いわゆる近代法のスタイルによって叙述されたものではなく、その叙述の大半は、当該新規則制定に先立って各地方当局によって作成され、中央当局に提出された「通行・市場税」徴収実態調査報告書の要約にあてられている。そのため、この新規則は、そのスタイルと内容からみて、法律というよりはむしろ調査報告に近い。

つまり、そこでは、エジプト各地において当時課税の対象となっていた流通・取引商品、あるいはそれを扱う職業集団が、172項目に整理・分類され、これら項目それぞれについて、まず、課税基準、徴税方法など調査時点での「通行・市場税」徴収の実態に関するコメントが加えられ、次いで、かかる実態を改善すべく定められた課税・徴税新規則が指示されているのである。

もともと、一つの項目に多数の商品・職業集団が言及されたり、一つの商品・職業集団が複数の項目で言及されたりして、課税対象物の整理・分類は多分に便宜的なものでしかない。また、項目の叙述順序も、同類の課税対象物はまとめて提示しようという意図は窺われるものの、それは決して体系的、秩序立ったものではない。

とはいえ、そこで言及されている調査対象地点は全国に及び、また、扱われている流通・取引商品、職業集団は実に多岐に亘っているうえ、それら課税対象物それぞれに添付されているコメントも、短いながらも当時の商品流通、市

場運営のあり様を垣間見せてくれる誠に興味深い内容をもっている。そのため、当該新規則は、「通行・市場税」制度改革関係史料であることは勿論のこと、19世紀中葉エジプト社会についての社会経済史関係史料ともなっている。

以下、本稿は三節から構成されている。第一節において、史料から知ることができる当該「通行・市場税」制度改革の概略を叙述する。次いで、第二節において、かかる制度改革を必要とした当時の「通行・市場税」事情の分析を通して、19世紀中葉エジプト社会における商品流通機構の諸特徴を抽出する。そして、以上第一、二節の論述を踏まえたうえで、第三節において、分析の対象を財・商品の流通からそれを商う職業集団の活動へ移し、史料にみられる彼らの活動を通して、財・商品の取引空間である市場^{マーケット}の当時における運営形態をできる限り復元してみたい。

なお、本稿の末尾に、付録(I)として、流通・取引商品、職業集団172項目のうち、とりわけ興味深い記述を含む57項目の翻訳を掲載する。そして、本文の論述は、もっぱらこの57項目に含まれている情報に依拠して行うこととする。もちろん、その他の項目に興味ある記述がみられないということではない。しかし、筆者の論述の展開にとって必要十分な情報は当該57項目の記述のなかに含まれており、さらに同種の事例を積み重ねる必要もあるまいと考えた。

もっとも、たとえそうであるとしても、19世紀中葉エジプトにおいて、どういった財・商品、職業集団に対して「通行・市場税」が課せられていたかの全体像を知るためには、史料にあらわれる財・商品、職業集団の一覧表ぐらいは作成する必要があるだろう。しかし、これら課税対象となっている財・商品、職業集団の数は300以上にのぼっており、現在の筆者には、それらすべてを比定することはできない。そこで、こうしたリスト作成は後日の課題として残しておきたい。

1 拙稿「19世紀中葉エジプトにおける税制度—その1. 不動産賃貸借税—」『イスラム世界』第25・26号、1986年2月を参照のこと。

- 2 『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』(mahāfiẓ ma^ʿiya saniya turki)については、以下の文献を参照のこと。拙稿「アブー・スィネータ村醜聞—19世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤—」『東洋文化研究所紀要』第99冊、昭和61年2月、165—166頁。

1. 「通行・市場税」制度改革概略

本稿で扱うのは、19世紀エジプトにおいて ḥamla と呼ばれていた税である。この税は、これまで通常「市場税」(market duties)と翻訳・言及されてきた。⁽¹⁾しかし、後に詳しくみるように、当該税制度改革が実施されたサイド治世当時において、この税の課税対象となっていたのは、ただ単に市場(sūq)という空間における財・商品の流通・取引のみではなく、ḥamla という単語の本来の意味(「運搬すること」)が示すように、広く財・商品の流通一般、さらには、財・商品の製作工程にまで及んでいた。

つまり、この税は、19世紀中葉において、生産・流通・取引・消費などといった財・商品の経済循環のほぼ全過程において課せられていたのであるが、かかる事態が国家の方針であった、ということではもちろんない。反対に、かかる事態を改善し、ḥamla 税を本来の姿に戻すために実施されたのが、本稿のテーマである「通行・市場税」制度改革であった。

さて、上記トルコ語通達ならびに「通行・市場税」新規則の冒頭で指摘されている「通行・市場税」制度改革の経過、目的は以下の通りである。⁽²⁾

旧ベニー・スエフ、ファイユーム県知事(mudir)アーリフ・ベイ(ḥaḍrat ʿarif bik)は、当該県における、食料品(ma'kulāt)その他商品の運搬(ḥaml)にともなう徴税措置についての報告書を、課税品目の一覧表とともに、エジプト総督内閣官房(al-ma'īya al-saniya)に提出し、徴税事情の改善を具申した。

エジプト総督内閣官房は、彼のこの具申に基づき、1273年ジュマードーI月7日(1857年1月3日)付トルコ語文書27号をもって、上記報告書とともに、

エジプト総督の御意 (al-ifāda) を立法委員会 (al-majlis) に通達した。その内容は、(1)各県は「通行・市場税」(ḥamla) についてのしかるべき報告書を財務省 (diwān al-māliya) に提出すること、(2)財務省は上・下エジプト諸県によるかかる報告書作成に必要な措置をとること、(3)立法委員会はこれら提出された報告書を閲覽にたえるよう一つにまとめあげること、以上三つの命令であった。

こうして、上・下エジプト諸県から財務省にあつめられた報告書は、1274年ジュマダーII月29日(1858年2月14日)付文書100号とともに立法委員会に送られ、そこで読みあげられた。ここに、これら報告書に対してしかるべき検討が加えられた後、「通行・市場税」新規則 (al-lā'iḥa) の草案が作成された。

そして、この新規則草案は、その検討を命じた1274年ズウル・カアダ月5日(1858年6月17日)付勅令 (al-idāra al-saniya) 158号とともに諮問委員会 (al-majlis al-khuṣūṣi) に回された。こうして、諮問委員会において、この新規則草案は、上・下エジプト地方それぞれから選ばれた見識ある県知事二名、この種の見聞に富んでいる二名の商人 (tājirayn khabirayn) 立会いのもと、読み上げられ、検討を加えられた後、必要事項の追加と不必要事項の削除がなされた。ここに、新規則の作成をみたが、この新規則は、作成委員全員の署名・捺印をへてエジプト総督 (al-a'tāb al-saniya) のもとへ送られ、彼の閲覽を拝した後、1275年ムハッラム月15日(1858年8月25日)付アラビア語勅令148号とともにまず内務省 (diwān al-dākhiliya) に対して、次いですべての県における村落有力者 (mashāyikh al-nawāḥi), 直轄地・ウフダ地管理人 (nuzzār al-bilād wa al-uhad), アブアーディーア地所有者 (aṣḥāb al-ab'ādiyāt) に対して告示されたのである。

さて、ともかくこのようにしてエジプト政府は「通行・市場税」新規則を作成したのであるが、この新規則作成過程においてエジプト政府の関心がどこにあったかについては、以下の文章がこれをよく示している。⁽³⁾

「(エジプト) 各地においてとられている徴税措置をみるに、それは一様では

ない。一部の地点で課税対象となっている商品が、他の地点では課税対象となっていない。また、幾つかの商品については、地点によってさまざまに異なった方法でもって徴税がなされている。同じ商品でありながら、徴税方法が一樣でなく、同じ県でありながら、「通行・市場税」徴収地点ごとにそれが全く異なっていることもありうる。さらに、本来は全く課税措置をとる必要のない品物に対して課税措置がとられてもいる。それも、この課税措置たるや、さまざまに異なった方法でもってなされているのである。

そこで、(徴税)手続きがすべての地点で同一であり、地点によって相違が生じないように、また、課税する根拠がない品物に対して課税措置がとられることのないように、この法律(al-lā'iḥa)の適用が決定された。この法律のなかには、課税すべき商品については、そのすべてに対してその課税方法が、課税すべきではない商品については、今後なぜそれらに対して課税してはならないかの根拠が、指摘されている。」

つまり、ここでエジプト政府は、余りの「通行・市場税」制度の混乱を前に、なんらかの措置を講ぜざるをえなくなっていることを告白しているわけであるが、実際、「通行・市場税」新規則を一読するだけで、当時実にさまざまな種類の税が「通行・市場税」(ḥamla)という名称で徴収されていたことがわかる。いまこれらを課税対象の違いに注目して便宜的に分類すると、以下の二範疇に大別できる⁽⁴⁾。

第一の範疇は、財・商品の単純な移動、つまり狭義の流通に対して課せられる税である。この種の税は、財・商品のある地点(mahalla)あるいは市場(sūq)の通過に際して課せられる税であり、それをここではとりあえず「通行税」と呼んでおこう。そして、この「通行税」は、その課税対象の違いによって、(1)財・商品の移動そのものに課せられる、いわゆる「流通税」と⁽⁵⁾、(2)財・商品の移動を生業とする職業集団に課せられる、いわゆる「職業税」とに分類される。

また、第二の範疇は、財・商品の権利の移転、つまり狭義の取引・営業に対して課せられる税である。この種の税は、^{スーウ}市場という空間においてなされる財・商品の受け渡しに際して課せられる税であり、それをここではとりあえず「市場税」と呼んでおこう。そして、この「市場税」は、その課税対象の違いによって、(1)財・商品の取引そのものに課せられる、いわゆる「取引税」、(2)財・商品を取引する営業主体に課せられる、いわゆる「職業税」、そして(3)取引がなされる場所・施設に課せられる、いわゆる「営業税」の三つに分類される。

さて、以上の如き諸税が19世紀中葉エジプト社会において「通行・市場税」として徴収されていたこと自体が当時の当該税制度の混乱をよく示しているのであるが、事態をより複雑にしたのは、これら諸税の徴収それぞれにおいて、課税対象である商品あるいは職業集団・営業施設ごとに異なる実にさまざまな課税単位、課税基準、徴税方法が採用されていたことである。⁽⁷⁾

そして、すでに指摘した如く、さらにやっかいなことには、こうした統一的課税基準・徴税方法の欠如が、同一課税対象に対する、県ごとに異なる、さらには同一県のなかでも地点・市場ごとに異なる課税・徴税措置をもたらしていた。そのため、しばしば同一課税対象に対してたび重なる徴税措置がとられることにもなった。こうして、以上の如き極度の混乱の結果、19世紀中葉エジプトにおいて、不平等で過重な「通行・市場税」制度が普及していたと想像される。

ここに、かかる事態を改善するために「通行・市場税」制度改革が実施された。それでは、この改革の内容はどのようなものであったのであろうか。それを一言で整理すれば、不平等で過重な「通行・市場税」制度、とりわけ課税の重複をなくすために、それまで「通行・市場税」という名目で徴収されていたさまざまな種類の税を整理し、本来の意味での「通行・市場税」のみを合法的課税措置としたうえで、この合法的「通行・市場税」徴収について、個々の課

税対象ごとに具体的課税基準・徴税方法を定めることであった。

ここで、本来の意味での「通行・市場税」とは、上記税分類における、第一の範疇である「通行税」のうち財・商品の移動そのものに課せられる、いわゆる「流通税」と、第二の範疇である「市場税」のうち財・商品の取引そのものに課せられる、いわゆる「取引税」である。つまり、「通行・市場税」が課せられるのはあくまで財・商品の流通・取引に対してであって、財・商品を扱う職業集団、あるいはそれが扱われる場所・施設に対してではない、ということである。

職業集団への課税については、もし彼らが「職業」就業者 (*arbāb al-kārāt*) であるならば、彼らに対しては別個に「職業税」(*wirkū*) が課せられ、もし彼らが「職業」就業者ではなく、例えば農業のほかにも副業として財・商品を商うような兼業農家である場合には、彼らの主たる職業である農業についてしかるべき課税措置がとられているところから、専業としてであれ副業としてであれ、財・商品を扱う職業集団に課税する必要はない。

同時に、財・商品が扱われる場所・施設への課税については、もしその場所・施設が常設店舗 (*dukkān*, pl. *dakākin*) である場合には、そこで営業を行っている商・職人は通常「職業」就業者であり、彼らには「職業税」が課せられているところから、再び場所・施設に対して課税する必要はない。また、もしその場所・施設が例えば村落の市場 (*sūq*) における仮店舗 (*farsh*, pl. *furū-shāt*)⁽⁹⁾ である場合には、それはほとんど兼業農家が副業を営むための場所・施設であるところから、そこに課税する必要はない。

それでは、合法的「通行・市場税」、つまり上記「流通税」と「取引税」の徴収基準はどのようなものであったのであろうか。それを一言で述べれば、エジプト国内で流通・取引される財・商品への課税は、それが「流通税」として徴収されようが、「取引税」として徴収されようが、ただ一回に限る、ということであった。

19世紀中葉エジプトにおける税制度

こうして、課税対象である財・商品は、まず輸入品と国産品とに区別される。輸入品に対しては、荷揚げ地点において関税 (kamārik, jamārik) が徴収され、その際関税決済証明書 (rafāti) が交付される。そして、この証明書がある限り、エジプト国内流通過程において、当該輸入品に対して再び課税されることはない。

次いで、国産品については、これはさらに生産地点から他の地点へ運搬される品目と、生産地点に近接する村落の市場 (sūq) で売却される品目とに区別される。生産地点から他の地点へ運搬される品目については、輸入品への課税措置にならない、出荷地点において国内関税 (kamārik dākhiliya), つまり「流通税」(ḥamla) が徴収され、その際徴税決済証明書 (farāti) が交付されるが、エジプト国内流通過程における当該品に対する課税措置はこの出荷地点における課税のみであり、上記証明書が存在する限り、その後再び課税されることはない。また、輸出に向けられる財・商品に対しては、輸出時における関税徴収で十分であり、それまでのエジプト国内流通過程において「通行・市場税」が徴収されてはならない。他方、村落の市場^{スーグ}で売却される品目については、当該品の取引に対して、「取引税」(ḥamla) が徴収されることになる。

もちろん、以上は原則であって、実際の適用に際しては、課税対象の特殊性に応じて多少の変更が加えられた。例えば家畜は移動する商品であるが、その移動が週市開催ともなう定期的、循環的なものであるためであろう、それへの課税は、その流通過程に対してではなく、その市場における取引過程に対してなされるよう定められた。ともかく、ここで重要なのは、「流通税」としてであれ「取引税」としてであれ、「通行・市場税」の徴収は一回限りである、ということである。

以上、課税対象となる財・商品が輸入品と国産品とに区別されるほか、財・商品は未加工品・原料と加工品とに区別される。そのうち、未加工品・原料については、原則として上記国産品への課税規定が適用されるが、もし当該品が

農作物である場合には、それがそこから収穫される土地、やしの木に対してすでに課税措置が土地税 (kharāj), やしの木税徴収という形でとられており、再び「通行・市場税」を徴収する必要はない。

他方、加工品については、それはさらに「印紙税」(‘awāyid al-damgha) 徴収の対象となっている財・商品とそうではない財・商品とに区別される。前者は概ね「職業」就業者によって製作される商品であり、個々の加工品に対して「印紙税」が徴収されている。そこで、当該品への課税措置は「印紙税」徴収だけで十分であり、再び「通行・市場税」を徴収する必要はない。他方、「印紙税」徴収の対象となっていない商品は概ね農民の副業として製作される商品であり、そこへの課税措置については、上記国産品への課税規定が適用される。

以上が「通行・市場税」新規定にみられる課税原則である。もっとも、そこにはこうした原則規定とともに重要な特別税制措置として、生薬商 (‘attār) が扱う生薬・雑貨などの生活必需品、食料品、流通・取引量の極めて限定された財・商品等に対する「通行・市場税」免税措置が定められている。とりわけ、食料品、そのなかでも「貧乏人の食料品」(ma’kulāt al-fuqarā’) と認定された食料品に対する当該税免税措置については、それがエジプト総督閣下の御慈悲による措置であることが繰り返し強調されている。ともかく、こうして上記課税原則と課税対象の特殊性を考慮しつつ、個々の課税対象ごとに具体的課税基準、徴税方法を定めたのが当該「通行・市場税」新規則であった。

では最後に、こうした内容をもつ「通行・市場税」新規則作成のエジプト政府の目的・意図はどのようなものであったのであろうか。この点に関しては、当該新規則の文面からみる限り、いま一つはっきりしない。そこでは、「通行・市場税」制度の混乱、煩雑ぶりが強調され、課税対象の整理、課税基準の統一化、課税・徴税方法の簡素化が謳われている。しかし、財源の整理・開拓を目的としたかかる内容の税制度改革は、それまでも前近代エジプト史において繰り返し試みられてきたものである。実際、次節で詳しくみるように、当時

の「通行・市場税」制度混乱をもたらした主要な原因は、税制度の不備、具体的には徴税業務における徴税請負制度 (al-iltizām) の広範囲な普及であった。

すなわち、19世紀中葉のエジプト国家はいまだ十分な行政官僚機構を備えておらず、それ故、「通行・市場税」(ḥamla) 徴収に際して、当時中央官吏による直接徴収が可能であったのは、依然として、わずかカイロ、アレクサンドリアなどの大都市からなる「行政区」(muḥāfaẓa) にしかすぎず、その他の地方については、たとえ都市部においてさえ、当該徴税業務のほとんどを徴税請負人 (multazim) に委託せざるをえない状態であった⁽¹⁰⁾と考えられる。事実、当該新規則作成に先立って実施された「通行・市場税」徴収実態調査において、調査対象とされたのは、大都市部を除くほぼエジプト全土であった。

このように、19世紀中葉におけるサイドによる「通行・市場税」改革も、基本的には、徴税請負制度の普及に帰因する流通・取引税制度の混乱に対処するためそれまでのエジプト史において繰り返しまれた税制度改革の一つであった。しかし同時に、そこには、この改革が19世紀中葉に実施されたという時代背景を反映した、それまでの改革にはみられない独自の性格をもみてとることができるように思われる。つまり、それは、当時の自由主義的経済体制への移行に際して、流通機構の整備を通して国内市場圏を形成しようとの配慮である。実際、当該新規則におけるエジプト政府の最大の関心は、生産者の生産意欲の減退と一般庶民の購買力の低下をもたらす同一財・商品に対する幾重にもわたる課税措置と、その結果生じる当該財・商品の市場価格の不当な上昇である。

そして、もし当時のエジプト政府が真剣に国内市場圏の形成をめざしていたとするならば、「通行・市場税」改革は緊急を要したであろう。というのも、当時のいわゆる「1840—41年講和体制」下であって、エジプト国内市場には、低い輸入関税率と国内での自由な流通という二つの特権を享受することができた安価なヨーロッパ商品が大量に出回るようになっており、煩雑なエジプト国

内流通機構を簡素化しない限り、国産品は輸入品に対抗できなかったであろうからである。⁽¹¹⁾

- 1 例えば, G. Baer, *Egyptian Guilds in Modern Times*, The Israel Oriental Society, Jerusalem, 1964, p. 140.
- 2 *mahfaẓa raqm 21, wathīqa raqm 53*, pp. 1—3. ただし, トルコ語通達においては, 当該税について, ‘awā'id という一般的な単語が使われ, ḥamla という単語は使われていない。トルコ語通達については, 本稿末尾に付録(Ⅱ)として掲載するコピーを参照のこと。また, 以下本稿で *mahfaẓa raqm 21, wathīqa raqm 53* として言及するのは, 「通行・市場税」新規則の写しであるアラビア語小冊子である。
- 3 *mahfaẓa raqm 21, wathīqa raqm 53*, p. 2.
- 4 もっとも, 当時「通行・市場税」(ḥamla) という名目で徴収された税のなかには, 例えば項目16, 項目57, 項目116, 項目143, 項目172などにみられるように, 一見して財・商品の流通・取引とは直接関係ないような税までもが含まれている。なぜこのような事態になったかについては, 徴税請負制度 (al-iltizām) 普及との関連からこの点を論じた第二節を参照のこと。
- 5 この種の税は, さらに(1)通過する財・商品の種類に関係なく量あるいは価格に従って課せられる場合と, (2)通過する財・商品の種類ごとに異なる課税基準, 徴税方法でもって課せられる場合とがあった。
- 6 なお, この種の税のなかには, 財・商品の売買に際して, 売却者, 購入者双方が担税力を分担する, いわゆる消費税に類似の税もあった。「通行・市場税」新規則は, こうした徴税方法を禁止し, 担税者は売却者に限り, 彼からのみ徴税すべきことを定めた。*mahfaẓa raqm 21, wathīqa raqm 53*, p. 3.
- 7 さまざまな課税単位, 課税基準, 徴税方法については, 付録(Ⅰ)として掲載される「通行・市場税」新規則抄訳に含まれる個々具体的な事例を参照のこと。
- 8 この「職業税」(wirkū)については, 別の機会に詳しく論じてみたい。ここではとりあえず, 前掲した以下の文献を参照のこと。G. Baer, *Egyptian Guilds in Modern Times*, pp. 86—89, 92, 145.
- 9 仮店舗 (farsh, pl. furūshāt) については, 項目5において, maqā'idiya とも表現されている。
- 10 この点については, 不動産賃貸借税徴収事情の分析によっても指摘できることである。拙稿「19世紀中葉エジプトにおける税制度—その1. 不動産賃貸借税—」75頁を参照のこと。

- 11 同様な事態が当時のシリアでも観察されている。L.S. Schilcher, *Families in Politics. Damascene Factions and Estates of the 18th and 19th Centuries*, Stuttgart, 1985, p. 71.

2. 19世紀中葉エジプトにおける商品流通機構

前節で指摘したように、19世紀中葉のエジプトにおいては、「通行・市場税」(ḥamla) という名目で、流通、取引過程のみならず、生産、消費過程をも含む財・商品の経済循環のほぼ全過程において、さまざまな種類の税が課せられていた。そして、かかる事態が生じた主要な原因は、当時における税制度の不備、具体的には徴税業務における徴税請負制度 (al-iltizām) の広範囲な普及であった。そこで、本節では、徴税請負制度の普及がいかにして「通行・市場税」制度の混乱をもたらしたかのメカニズムを分析することを通して、19世紀中葉エジプトにおける商品流通機構の特徴の一端を抽出してみたい。

ところで、19世紀中葉において「通行・市場税」徴収業務が徴税請負人 (multazim) によって担われていたとしても、それが現実にどの程度普及していたかについては、その正確な規模を知ることはできない。しかし、以下の如き内容の表現が当該税新規則にみられることから判断して、その規模が相当広範囲にわたっていたであろうことを容易に想像することができる。⁽¹⁾

「^ハ通行・^ム市場^ウ税」(の徴収権)は所定の契約期間のあいだ徴税請負人 (multazimīn) に売却されるが、一部の地点では、現在に至るまでその契約期間が終了していない。そのため、もし当該徴税請負人にまだ徴税請負期間が残されているのにも拘らずこの法律 (al-lā'iḥa) で定められている規定を適用するならば、必ずや問題がもちあがり、当該徴税請負人からの異議申し立てがあるだろう。そこで、こうしたことを防ぎ、訴訟騒ぎをなくすために、いまだ徴税請負契約期間が終了していない地点においては、当該徴税請負人の契約期間が終了するまで、引き続き現在の手続きがそのまま実施され、その契約期間が終了

した時、この法律に基づいて手続きがとられるようになることとする。そして、新たな期間について徴税請負契約が締結される時には、競売 (mazādāt) はこの法律に基づいて手続きがとられねばならず、契約事項として、定められた税率以上の「通行・市場税」を徴収した場合における(徴税請負)落札者 (man yursā ‘alay-hi al-‘atā’) への罰則が改めて指示される。」

こうして、我々は以上の文章から、当時における徴税請負制の広範囲な普及を推測することができるのであるが、同時に、19世紀中葉の「通行・市場税」制度改革なるものも所詮は当該税の課税・徴税理念・原則を定めたものにすぎず、現実の徴税機構に根本的改革を加えたものではないことをもまた知ることができる。つまり、当該税制度改革後も「通行・市場税」徴収請負のための競売 (mazād) が実施されたことが端的に示すように、この税制改革によって、「通行・市場税」制度混乱の元凶であった徴税請負制度が廃止されたわけではなく、当時の国家行政官僚機構の整備程度をもってしては、税制度改革後においても、ほとんどの「通行・市場税」徴収業務は、依然として徴税請負人に委託せざるをえなかった、ということである。⁽²⁾と同時に、この事実は、以下に示す「通行・市場税」制度の混乱の分析を通して抽出された商品流通機構の特徴が当該税制度改革以前についてはもちろんのこと、改革以後についてもまたある程度妥当する、ということを示している。

それでは、徴税請負制度はいかなるメカニズムによって「通行・市場税」制度に混乱をもたらしたのであろうか。このメカニズムについては、大略次の5つに整理して論じることができるように思われる。

第一は、例えば項目170、項目44にみられるように、渡し船によるナイル渡河料金 (ujra) や場所代としての不動産賃貸借料金 (ujra) など本来は私権上の問題である料金あるいは賃貸借料と、公権上の問題である「通行・市場税」 (ḥamla) とが、徴税請負制度の普及下において混同されて徴収された、ということである。そして、この混同は、当該徴税請負人が料金あるいは賃貸借料

19世紀中葉エジプトにおける税制度

支払いの対象である乗り物・施設の所有者である場合には、より一層大きなものとなった。つまり、国家が徴税請負人に委託した権利はあくまで徴税権という公権の一部にすぎなかったのであるが、時間の経過とともに当該公権の徴税請負人による私物化が進行し、ついにはそれと料金あるいは賃貸借料の徴収権という私権とが区別されなくなってしまったのである。

第二は、例えば項目157などにみられるように、徴税請負制度の普及下において、「通行・市場税」(ḥamla)と、それとは本来別個に課せられ徴収されるべき商人・職人集団に対する「職業税」(wirkū)との混同がみられた、ということである。つまり、「通行・市場税」は財・商品の流通・取引に課せられる流通税的税目であるのに対して、「職業税」は職業集団の営業行為に課せられる収益税的税目であり、この両者はその課税対象をはっきり異にしていた。ところが、「通行・市場税」徴税請負人は、当該税を徴収するに際して、煩雑な徴税業務を必要とする財・商品の流通・取引過程への直接的課税を避けて、「通行・市場税」を徴収すると称して、容易に担税者を把握でき、徴税業務も煩雑ではない商人・職人の取引・営業行為に対して課税する傾向をもっていた。ここに、「通行・市場税」と「職業税」との混同がしばしば生じることになったわけであるが、もしこの混同が意図的に利用される場合には、同一の財・商品の流通・取引過程において二重の徴税がなされることになるほか、もし職人からこの種の税が徴収される場合には、本来「通行・市場税」がその対象としていない財・商品の生産過程においても課税措置がとられたことを意味した。

第三は、例えば項目58、項目65、項目172にみられるように、徴税請負制度の普及下において、計量税、搾油税、不動産幹旋税のような特別税と「通行・市場税」との混同がみられた、ということである。つまり、上記三種の税は、別個の徴税人によって徴収され国庫に納められるべき特別税であるが、財・商品の流通・取引過程と深く関わっていたところから、しばしば「通行・市場税」という名目で徴収されるようになっていたのである。とりわけ、こうした

特別税もまた徴税請負に出される場合が多く、特別税徴税請負人と「通行・市場税」徴税請負人とが同一人物であるような時には、この混同は顕著なものとなった。

第四は、例えば項目13、項目27、項目126にみられるように、徴税請負制度の普及下において、一つの財・商品の流通・取引過程において、当該品に対して独占的に設定された徴税請負権と当該品の「通行・市場税」徴税請負権とが競合することがあった、ということである。つまり、漁業、天然炭酸ソーダ、塩業に関しては、特定地域空間あるいは特定営業行為に対して、徴税請負権が独占的に設定され、その独占的徴税請負権にはいわゆる「通行・市場税」徴収権も含まれているはずのところ、徴税請負制度が広範囲に普及するなかで、同一徴税請負人に対してであろうと、別の徴税請負人に対してであろうと、当該財・商品に関係した「通行・市場税」徴税請負権が別個に設定されることがあったのである。⁽³⁾

そして、最後に第五は、「通行・市場税」が徴税請負によって徴収されたところから、課税物件の種類が地域によって異なったものになったほか、たとえ同一課税物件に対する「通行・市場税」徴収においても、地方（県）ごとに、また、一つの地方（県）をとりあげても地点、市場ごとに、課税基準、徴税方法が異なっていた、ということである。つまり、徴税請負人は、他の徴税請負人との間に横のつながりをもつことなく、あくまで国家に対して、それもしばしば特定の課税物件に関してのみ、各自委託された徴税業務を遂行する責任を負う存在であった。また同時に、国家と個々の徴税請負人との間の徴税請負契約 (rabṭ al-iltizām) において、徴税請負額がすべて、例えば項目54、項目116、項目143にみられるように競売 (mazād) によって決定されたとは考えられないものの、「通行・市場税」徴収実態調査の結果から判断して、徴税額決定に関して、現実に効力をもつ何らかの国レベルでの統一的基準あるいは慣行なるものが存在したとは考えられない。こうして、地方（県）・地点・市場、

19世紀中葉エジプトにおける税制度

さらには課税物件ごとに、それぞれ横のつながりを欠いたまま、「通行・市場税」が、実にさまざまな課税基準、徴税方法でもって徴収されることになったのである。

ともかく、こうして、19世紀中葉に至りエジプト政府は、かかる「通行・市場税」制度の混乱を改善するために、当該税新規則 (*al-la'ihā*) を作成した。しかし、すでに指摘したように、その内容は、あくまで課税基準、徴税方法などの徴税原則の指示であって、「通行・市場税」制度混乱をもたらした元凶である徴税請負制度の改革を中心とした抜本的徴税機構の改革ではなかった。というよりも、当時の国家行政官僚機構の整備具合のもとでは、こうした抜本的改革を行うのは不可能であった、ということかもしれない。ともかく、そのために、「通行・市場税」制度改革後も引き続き徴税請負制度は存続した。したがって、「通行・市場税」新規則の公布によって事態がどれ程改善されたかについては、別個に慎重な検討を要する。しかし、この点に言及するのは本稿の射程外である。

1 *maḥfaẓa raqm 21, wathīqa raqm 53*, p. 2.

2 実際、「通行・市場税」についての新規則に言及している箇所においてさえ、徴税請負人 (*multazim*) と「通行・市場税」徴収人 (*ḥamli*) はほとんど同義として扱われている。*maḥfaẓa raqm 21, wathīqa raqm 53*, p. 3.

3 当時における漁業、天然炭酸ソーダ、塩業に関する独占的徴税請負制度については、以下の文献を参照のこと。J. Ḥunain, *al-ʿaṭyān wa al-ḍarā'ib fī al-quṭr al-miṣrī*, Cairo, 1904, pp. 25, 709–710, 713–714.

3. 19世紀中葉エジプトにおける市場運営

本節は、第一、二節の論述を踏まえたうえで、分析の対象を財・商品の流通からそれを商う職業集団の活動へ移し、史料にみられる彼らの活動の諸相を通して、19世紀中葉エジプトにおける市場運営^{スーグ}の実態にできる限り近づこうとする試みである。

さて、我々は、史料のなかから、次の二つの典型的市場類型を抽出することができる。つまり、大都市 (bandar, pl. banādir⁽¹⁾) における市場^{スーグ}と、村落 (balad, pl. bilād) における市場^{スーグ}である。

大都市における市場とは、さまざまな同業者がまとまって常設店舗 (duk-kān, pl. dakākin) をかまえる商業センターであり、そこでは中央権力の監視下、居酒屋 (būza), コーヒー店 (qahwa) などの歓楽施設も営業され、休日を除き人の出入りの絶えない商業空間である。

また、村落における市場とは、週に一回、村落の脱穀場 (arāḍi al-jurūn) あるいはその他公共・無主地 (al-arāḍi al-khāliya al-mubāḥ) において設置される商業空間であり、そこでは、多くの仮店舗 (farsh, pl. furūshāt) が仮設され、財・商品・情報の交換がおこなわれる。

以上が史料から抽出できる二つの典型的市場類型である。もっとも、現実には、この二類型の中間型ともいえる多くの市場形態が存在したのであって、その一つの形態が、常設店舗と、主としてその日その日にもち込まれた野菜、食料品を商う仮店舗とから構成される地方都市の市場である。

このように、ここでは二つあるいは三つの典型的な市場類型を抽出してみたものの、実際にはそれらをよく観察してみると、この類型化は主として規模の違いに基づくものであって、決してその社会経済的機能の違いに基づくものではないことが分かる。つまり、そこでは、その規模と多様性に多少の差はあるものの、ほとんど同じ財・商品が扱われ、ほとんど同じ職業集団が活動しており、少なくとも商業活動レベルで判断する限り、これら市場類型を全く性格を異にする空間であるとみなすことはできない。というよりは、より正確には、当時のエジプト社会における高い財・商品の流動性のもとで、これら二あるいは三類型の市場は相互に強くむすびつけられていたのである。

さて、以上一定の留保をつけたいうであるが、二つあるいは三つの典型的市場類型を指摘した。ところで、我々は、これまた市場の類型化と同じく厳密に

区別されうるものではないものの、上記市場の二あるいは三類型に対応して、それぞれの市場類型において中心的な役割を果している商人集団を史料から抽出することができる。

第一は、項目44にみられるように、それが私有不動産であれ賃貸借不動産であれ、大都市における市場に常設店舗をかまえ、主として輸出⁽²⁾入業、卸し売り業、さらには例えば項目126にみられるように、特定商品の専売に従事する大商人 (tājir, pl. tujjār) である。

第二は、例えば項目128にみられるように、余剰農作物を、あるいは例えば項目36、項目152にみられるように、副業として捕獲した魚類や副業として製作した加工・半加工農・漁製品を、村落における市場において、仮設した仮店舗や地面に敷いた筵、ござのうえで販売する農民・漁民である。

そして、第三は、以上二つの商人類型の中間型であり、例えば項目45、項目86、項目99、項目127にみられるように、各種市場において、常設店舗あるいは仮設店舗で、主としてさまざまな種類の商品の小売りに従事する中小商人 (bayyā°, pl. bayyā°in/mutasabbib, pl. mutasabbibin), そして項目168にみられるように、各種市場間あるいは週市間を移動して歩く行商人である。

ところで、以上商人を二あるいは三の類型に区分したものの、市場の類型化がそうであったように、この類型化も明確な基準に基づくものではなく、それ故、史料にあらわれる商人たちのすべてが、このどれかの類型にすんなり分類できるわけではない。

例えば、第一類型と第三類型の商人の間には多少の営業規模の違いはあるものの、項目45のなかで両者が同列に扱われていることが示すように、大商人 (tujjār) と中小商人 (bayyā°in) との間の区分は必ずしも明確ではない。また、一方が大都市を、他方が地方都市を拠点とするということで、両者をその営業拠点の違いによって区分しようとしても、大都市と地方都市との差は所詮規模の違いにすぎないうえ、項目99で示されているように、各種市場を移動したの

は決して行商人だけではなく、*tujjār* と呼ばれた商人たちも都市間あるいは都市・農村間を移動していた。それ故、項目40に示されているように、当時のエジプト政府は、彼らが大都市、地方都市の市場における常設店舗で営業しようが、地方都市、村落の市場における仮店舗で営業しようが、これら商人たちを一律「職業」就業者 (*arbāb al-kārāt*) と規定し、彼らに対して「職業税」(*wirkū*) を課したのであった。

また、第二類型と第三類型の商人の間の区分についても、全く同様なことがいえる。例えば、項目113にあらわれるルピナス売り (*taramisiya*) や項目120にあらわれるひよこ豆売り (*ḥumṣāriya*) などは、たとえ彼らが地方都市の市場において営業し、第三類型の商人として分類されうるとしても、現実の彼らは、余剰農作物を村落の市場において売却する第二類型の商人とほとんどかわりない存在であった。実際、「通行・市場税」新規則は、上記二種の商人に対する「通行・市場税」の課税を禁止したのであるが、その理由は、彼らが先に指摘したような別個に「職業税」が課せられる「職業」就業者であるからではなく、彼らが扱っている商品が農作物であり、それが栽培されている土地には別個に土地税 (*kharāj*) が課せられているからであった。従って、この場合、第二類型商人と第三類型商人との間の差は、彼らの相対的專業度の違い、つまり農家であれ漁師であれ、彼らがどの程度市場向け生産活動を行い、どの程度余剰生産物を手元に残せるかの違いにしかすぎない。

さて、以上における市場類型と商人類型に関する考察は、ほとんどそのままの形で職人およびその他サービス業を営んでいる職業集団についても妥当するように思われる。

まず職人については、彼らの仕事場がすなわち商店であったり、彼ら自身が製作品を村落の市場で売ることが多かったであろうから、彼らは商人との間に確然とした区別をもうけることができない存在であった、ということが指摘されなければならない。また強調すべきは、職人についても、商人についてと

同様、大別して、金銀細工師 (*ṣayyāgh*) のような大都市の市場に常設店舗をかまえ、高度な技術と多額の資金を必要とする職業に従事している職人類型と、副業として製作した筵やふるいのような生活必需品を主として村落の市場で売却する半農半工あるいは半漁半工の職人類型を抽出することができるものの、この類型化は決してはっきりした基準に基づいたものではなく、現実の職人たちのほとんどはこの二類型の中間に位置していた、という事実である。

例えば、項目152はふるい職人 (*mugharbilin*) についての規定であるが、そこでは、当該職人が農民である場合と「職業」就業者である場合とに分けられ、前者に対しては土地税 (*amwāl al-aṭyān*) が、後者に対しては「職業税」 (*‘awāyid bi-kārāt-hum*) が課せられているため、ともに再び「通行・市場税」を徴収する必要はない、と定められている。また、項目42は筵についての規定であるが、そこでは、当該商品が品質に応じて「印紙税」 (*‘awāyid al-damgha*) が課せられているものとそうでないものとに二分され、課税措置がとられていない後者のみに「通行・市場税」が課せられるよう定められている。つまり、職人についても、彼らの類型化を可能にするのは、彼らがどの程度専門化しているか、あるいは、どの程度商品価値をもつ製品を製作しているか、という極めて相対的な基準なのである。

次いで、その他サービス業に従事している職業集団についても同じことが指摘できる。つまり、史料から、項目16の粉ひき番人 (*waqqāf al-ṭawāḥin*)、項目31のロバ運搬人 (*ḥammāra*) とラクダ運搬人 (*jammāla*)、項目57の揚げ魚屋 (*qallā'in al-samak*)、項目58の計量人 (*qabbānī*)、項目74の運搬人夫 (*shayyālīn*)、項目95の穀物計量人 (*kayyālīn al-ghilāl*)、項目116の居酒屋 (*būza*)、項目172の不動産斡旋業者 (*dallāl al-amlak wa al-‘aqārāt*) のような各種サービス業に従事している職業集団を拾い出すことができるが、彼らをその職種あるいは営業拠点の違いによって類型化することはほとんど不可能なのである。

確かに、不動産斡旋業者のようなサービス業者は大都市においてのみ必要な職種であり、大都市にはその他実に多岐にわたる職種のサービス業者が活躍していた。しかし、このことは、当時において大都市の市場が地方都市あるいは村落の市場とは全く異質の商業機能を果していたからということではなく、単純に商業活動の規模の違いによって説明できるように思われる。実際、史料から拾い出すことができるサービス業者に関する限り、上記三つの市場類型の⁽³⁾どれかに特定して活動している事例をみつけることはできない。

こうして、19世紀中葉エジプトにおいては、基本的にはその性格を同じくする大都市の市場、地方都市の市場、村落の市場が有機的に関係をもち合って、商業・経済活動が運営されていた。そして、こうした有機的関係をもたらした主要理由は、当時における財・人の高い流動性であるが、このことは逆に、当時の国家にとって「通行・市場税」は一つの有力な財源であった、ということを示しているように思われる。

- 1 bandar, pl. banādir という単語は本来、郡 (markaz) の行政府が置かれた都市を意味した。(‘Ali M. al-Fār, *dirāsāt al-mujtama‘ al-miṣri*, Alexandria, 1983, p. 378.
- 2 こうした常設店舗の賃貸借料に課せられる税については、不動産賃貸借税に関する前掲拙稿を参照のこと。項目44が指摘するように、当時のエジプト社会では、この不動産賃貸借税が「通行・市場税」という名目で徴収されたこともあったようである。
- 3 例えば、居酒屋 (būza) を取りあげても、この大衆施設は、カイロなどの大都会のみならず、ギルガ県のような上エジプト地方にも存在した。この点については、同じく前掲拙稿 (93頁) を参照のこと。

おわりに

以上、依拠する史料を「通行・市場税」新規則、それも本稿の末尾に付録 (I) として掲載したその主要部分のみに限定して、19世紀中葉エジプトにおけ

る商品流通機構、市場運営の幾つかの特徴を抽出した。

もちろん、本稿は、あくまで19世紀中葉エジプトにおける商品流通機構、市場運営を再構成するための一つの予備作業にすぎず、その結果を検証し、一般化するためには、その他さまざまな種類の史料に依拠した当該テーマに関する多くの個別研究とのつき合わせを必要とする。しかし、現在までのところ、「通行・市場税」に関するまとまった文献・研究書は存在しない。そこで、今後の研究の見通しをつけるためにも、以下、「通行・市場税」新規則を分析する過程で筆者がとりわけ強い印象を受けた幾つかの事実を指摘して、本稿の結びとしたい。

まず何よりも指摘すべきは、史料にみられる19世紀中葉のエジプト国家・社会体制が、前近代から近代への移行という時代背景を反映して、過渡的性格をもっているという事実である。従来我々は、19世紀初頭を境として、エジプト史を「前近代」と「近代」とに分けて叙述してきた。ところが、「近代」であるべき19世紀中葉の商品流通機構、市場運営にみられる特徴の多くは、まさに「前近代」的なのである。そして、その象徴的現象が徴税請負制度 (al-iltizām) の広範な普及である。

もっとも、徴税請負制度自体をとりあげて、それが「前近代」的であるか「近代」的であるかを論じることは無意味である。例えば、現代においても、村落の市場スークの管理が民間に請負に出されていることが知られている⁽¹⁾。つまり、不十分な行政機構のもとでは、一部公権力を民間に請負わすことはきわめて合理的な措置なのであり、この点からして、当時の歴史環境とは無関係に徴税請負という制度自体をとりあげて、その性格を論じることは非生産的である。

しかし、このように徴税請負制度自体は価値中立的であるとしても、もしそれが一つの社会の性格を根本的に規定するほどの広がりをもつ現象となっているとなると話は別である。そして、我々が19世紀中葉エジプトの商品流通機構、市場運営において観察できるのはこの種の現象なのであり、我々はそこに「前

近代」との連続をみないわけにはいかない。

そして、我々は、「通行・市場税」制度改革の目的についての考察を通して、もまた、この当時におけるエジプト国家・社会体制の過渡的性格をみることができる。つまり、すでに第一節で指摘したように、当時エジプト政府が当該税制度改革を実施した背後には、当時の自由主義的経済体制への移行に際して、流通機構の整備を通して国内市場圏を形成しようとの配慮があったと判断できるのであるが、個々具体的な税制度改革措置の実際に際してくり返し強調されているのは、「保護者」^{パトロン}としてのエジプト総督閣下の「被保護者」^{クライアント}としての臣民に対する御慈悲なのである。

次いで、当時におけるエジプト社会構造に関連して指摘すべきは、国家と職業集団 (tā'ifa) との関係である。近代エジプト社会、さらに広くは近代中東社会における職業集団の性格については、これまで少ないながらも議論が積み重ねられてきており、そのなかで、これら職業集団をヨーロッパにおける「ギルド」との比較を通して論じることに対する否定的見解が主流を占めるようになってきている。⁽²⁾そして、こうした見解をとる研究者がとりわけ強調するのが、第一に、tā'ifa という単語で言及される集団には、いわゆる「職人」の集団のみではなく、商人その他ほとんどすべての職業人の集団をも含んでいるという事実であり、第二に、これら職業集団におけるいわゆる「自治」の不在、つまりこれら職業集団に対する国家権力の強い介入である。

実際、「通行・市場税」新規則を読む限り、現実の課税単位は個々の個人であったり職業集団全体であったりと課税地点によって異なっていたが、基本的には、農・漁業以外に従事するすべての職業人は、ある特定の職業集団の一員としてよりは、農民が「土地」保有者 (arbāb al-aṭyān) として把握され、「土地税」(kharāj) が課せられたように、一律「職業」就業者 (arbāb al-kārāt) として把握され、個々「職業税」(wirkū) が課せられていた。また、項目12にみられる「さて、衣服として加工されたものについては、加工した者

が、(亜麻の)生産者本人であれ、(彼から亜麻を)購入した者であれ、どちらにせよ、加工後において、(個々の)製品に対して「印紙税」('awayid al-damgha)が徴収されている。」というような文章に接する時、我々は、たとえ当時のエジプト村落において農村工業が存在し、それがギルドの組織によって統轄されていたとしても、国家権力との関係なしにこのギルド的組織を考えることはできない。

さて、「通行・市場税」新規則を分析する過程で筆者がとりわけ強い印象を受けた事実として最後に指摘すべきは、当時のエジプト社会に流通していた財・商品、ならびにそれらを扱っていた職業集団の多様さである。そして、強調すべきは、この多様性は、当時における財、人の高い流動性を背景に、⁽³⁾程度の差こそあれ、大都市の市場においてのみならず、村落の市場においてさえも観察される、という事実である。また、驚ろくべきことに、例えば肥料に使われるハトのフンというような、本来自給自足を原則としたであろう財までが市場に流通しているのである。さらに、それほど顕著ではないものの、幾つかの商品について地域的分業化が観察される。こうして、ともかくそこで展開されているのは、都市対農村という二元論的社会論、あるいは分業化の進展をただ単なる商品経済の侵透でもって説明する単線的発展段階理論では促えきれない複雑な社会経済である。

- 1 中岡三益「カフル・ル・バール週市 (Suq Kafr al-Bagur) について」『イスラム世界』第1号、1963年、53-54頁。
- 2 この点に関しては、以下の文献が問題の所在を手際よく整理している。坂本勉「近代イスラム・ギルドについての覚書」『オリエント』第21巻第2号、1978年。
- 3 財、人の高い流動性は、都市部における不動産賃貸借税を扱った前掲拙稿によっても、当時における顕著な社会現象として強調された。

付録(I)「通行・市場税」新規則抄訳

以下は、「通行・市場税」新規則 (*mahfaẓa raqm 21, wathīqa raqm 53*) の

一部の翻訳である。もっとも、現在の訳者は、そこにみられる少なからぬ単語、とりわけ課税単位の意味するところを比定することができないでいる。そこで、以下に掲載するのはあくまでも仮訳であり、正確な翻訳については、後日を期したい。

項目1《(地方からの)報告書(jadwal)を吟味するに、雄牛(athwār)と雌牛(abqār)については、地点によって、さまざまに相異なる方法でもって(「通行・市場税」が)徴収されている。ローダ・バハレイン県(現在のガルビーヤ県とカフル・シェイフ県に相当)とカリュービーヤ県においては、雄牛1頭あたり3キュルシュ(qirsh, ghirsh)が、プヘイラ県においては、(雄牛1頭あたり)7キュルシュ半が徴収されている。雌牛については、ローダ・バハレイン県に関して、幼牛(nitaj)を含めて1頭あたり、一部の市場において2キュルシュ、一部の市場において4キュルシュが、また、カリュービーヤ県においては、1頭あたり3キュルシュ、つまり雌牛につき2キュルシュ、雄牛につき4キュルシュが徴収されている。ミニヤ、ベニー・マザール県に関しては、ミニヤにおいて、商人(tujjār)によって上エジプトから下エジプトへ運ばれる途上にあるものに対して、1頭あたり63フィツダ(fiqḍa: 1キュルシュ=40フィツダ)が、市場で売却されるものに対しては、(1頭あたり)2キュルシュが、また、ファッションにおいて、(1頭あたり)6キュルシュ30フィツダが、アシュート県において、水牛(jāmūs)を含めて1頭あたり3キュルシュが徴収されている。ギルガ県については、タフタその他において、ナイルを下ってきたものに対して、1頭あたり60フィツダが、また、ベルディースにおいては、(市場で)売却されるものに対して、(1頭あたり)上級3キュルシュ、中級2キュルシュ、下級1キュルシュの「通行・市場税」が徴収されているが、その半分は売却者によって、他の半分は購入者によって負担されている。さらに、このベルディースにおいては、下級「通行・市場税」はさらに二段階に分けられ、1頭あたり、第二下級について20フィツダ、第三下級について10フィツダが徴収されている。ベニー・ヌエフ県においては、陸路であれ水路であれ、パラーンカを經由して運搬されてきたものに対して、1頭あたり2キュルシュ2ニスフ・フィツダ(niṣf fiqḍa)が徴収されている。また、ギーザ市場においては、水牛を含めて1頭あたり、上級3キュルシュ、中級2キュルシュ、下級60フィツダが徴収されているが、その半分は売却者によって、他の半分は購入者によって負担されている。水牛(jāmūs)については、ローダ・バハレイン県の諸地点において、幼水牛(nitaj)を含めて1頭あたり2キュルシュ、4キュルシュ、1キュルシュ、あるいは60フィツダが、ダカフリーヤ県においては、馬(khuyūl)を含めて1頭

19世紀中葉エジプトにおける税制度

あたり3キュルシュ、あるいは4キュルシュが、カリュービーヤ県においては、1頭あたり2キュルシュが、そしてミニヤ県においては、先に明らかにしたミニヤ市場における雌牛(abqār)に関する基準にならって、「通行・市場税」が徴収されている。また、ファッションにおいては、1頭あたり9キュルシュ、アシュートにおいては、1頭あたり3キュルシュ、アブー・ティーンにおいては、1頭あたり、大きいものについて3キュルシュ、小さいものについて2キュルシュ(が徴収されている。)さらに、ギルガ県については、タフタ、アフミームにおいて、アブー・ティーンと同様の、マンシーヤ、ギルガにおいて、1頭あたり1キュルシュの、そしてプヘイラ県において、1頭あたり6キュルシュ30フィッダの、ギーザ県、アトフィーフにおいて、アブー・ヌムルス経由で商人(tujjār)によって陸路運ばれてくるものに対して、1頭あたり1キュルシュ22フィッダの、ハワームディーヤ経由で運ばれてくるものに対して、ロバを含めて1頭あたり10フィッダの、市場(aswāq)で売却されるものに対して、1頭あたり2キュルシュの「通行・市場税」(が徴収されている。)子牛(‘ujūl)については、ロード・パハレイン県に関して、一部の市場において1頭あたり3キュルシュ、一部の市場において1頭あたり4キュルシュが、また、カリュービーヤ県において、1頭あたり4キュルシュが徴収されている。ところで、馬(khuyūl)とロバ(ḥamīr)については、後段において、(今後の徴税)手続きに関し別個に明らかにすると、牛(baqār)と水牛(jāmūs)については、(すでにみたように、現在、その徴税)手続きは、さまざまな方法でなされている。そこで、(かかる事態が改善され、)同一の方法で(徴税)手続きがとられるよう、この二種の家畜に対する徴税額は、以下に明らかにする基準に従うものとする。すなわち、1歳から3歳まで(の牛、水牛)に対しては、1頭あたり2キュルシュ、4歳から8歳までに対しては、1頭あたり3キュルシュ、そして9歳以上に対しては、1頭あたり100フィッダが徴収されることになる。(こうして、9歳以上の牛、水牛に対する徴税額は低いのであるが、)それは、この歳になった家畜は、それより若い家畜と違って、役畜として役にたたず、最低の価値しかもたないからである。ところで、この二種の家畜購入者は、その購入を、ある時は蓄財あるいは農作業のために、ある時は肉屋(jazzārīn)での屠殺のために行っているが、(後者の)対象は、蓄財と(農)作業にとって役に立たない家畜である。そこで、肉屋に売却されるこうした役立たずの家畜に対しては、それが屠殺にしかむかないということが確かめられたならば、「通行・市場税」は徴収されはならない。というのも、周知のように、エジプト総督閣下の御慈悲によって、食料品に対しては免税措置が講じられているからである。また、先に明らかにしたことから分かるように、一部の地点において、家畜の通過に対して「通行・市場税」が徴収され

ているほか、その売却時においても当然「通行・市場税」が徴収されることによって、重複した徴税措置がとられ続けている。そこで、ただ単なる通過に対しては「通行・市場税」は徴収されてはならず、「通行・市場税」は、売却時においてただ1回だけ徴収されるべきことが認められた。さらに、明らかに、一部の地点において、「通行・市場税」の半分が売却者によって、他の半分が購入者によって負担されているが、(今後は、)売却者のみがそれを負担し、その徴収額は、この点に関してすでに明らかにした基準に従うべきことが決定された。以上の決定は、雄、雌に関係なく適用されるが、1歳に満たない年令の家畜については、「通行・市場税」は徴収されない。と同時に、妊娠している雌牛については、母牛への課税だけで十分であり、腹のなかの小牛へは課税されない。』

項目5《タバコ葉 (dukkhān akhḡar) については、ローダ (・バハレイン) 県において、*qintār* あたりキュルシュ (の「通行・市場税」) が徴収されており、ダカフリーヤ県の「通行・市場税」は、幾つかの地点において *rabta* (東) あたり1マイディー (*maydi*)、幾つかの地点においてキュルシュにつき10フィッダであった。また、カリュービーヤ県においてはローダ県と同様の徴収がなされ、ミニヤ、ベニー・マザール県に所属するファッションについては *qintār* あたり3キュルシュ、マツラーウィー、マンファルトの「通行・市場税」は仮店舗 (*farsh*) につき4フィッダであった。さらに、アシュートにおいては、ナイルを下ってくるものに対しては *haṣira* (ズック) あたり3キュルシュ、*ghalla* (?) あたり60フィッダであり、農民によって売却されるものに対してはキュルシュにつき4フィッダ、そして場所代 (*maqā'idiya*) についてはすべての仮店舗 (*farsh*) につき月あたり3キュルシュであった。アブー・ティエグの「通行・市場税」については、ナイルを下ってくるものに対してはアシュートの「通行・市場税」と同額、市場 (*sūq*) において農民によって売却されるものに対してはキュルシュあたり4フィッダ、そして場所代 (*maqā'idiya*) については仮店舗 (*farsh*) につき月あたり60フィッダであった。ギルガ県については、タフタ、タハその他において、ナイルを下ってくるもの、ならびに売却されるものに対して、(ともに) 先述したと同様の (徴収が) なされている。ケナ県、エスナ県、ベニー・スエフ県、ファイユーム県においては、リヤール (*riyāl*) あたり9フィッダの (徴収がなされ、) ミンシャー、ギルガの「通行・市場税」は、仮店舗 (*farsh*) につき5フィッダ、*qintār* あたり30フィッダであった。このように、(タバコ葉に対する) 課税は一つの方法に基づいてなされているのではない。そこで、(この点に関して、) 以下のように定める。収穫されたこの商品のうち、カイロあるいはその他の地点へナ

イルを下って水路輸送されるものについては、積み出される時点において、1 *qintār* あたり100フィッダ、つまり *raṭl* あたりマイディーの「通行・市場税」が、出荷地点の「通行・市場税」徴収人 (*ḥamli*) に支払われ、こうして「通行・市場税」が支払われたものについては、当該「通行・市場税」徴収人 (*ḥamli*) からタバコ (葉) 所持者に対して、決済証明書 (*raftiya*) に相当する文書 (*ifada*) が与えられる。というのも、当該商品が「通行・市場税」徴収措置のとられている別の地点を通過するとき、「通行・市場税」支払い済みの当該商品に対して、(再び) 課税がなされないようにするためである。このように、課税は出荷地点での一回きりで十分であり、各県が「通行・市場税」徴収の対象とし得るのは、それぞれの県において収穫・在庫された (タバコ葉) のみである。主要都市部の市場 (*aswāq al-banādir*) における店舗 (*da-kākin*) で売却される (タバコ葉) については、それから「通行・市場税」を徴収してはならない。というのも、(かかる店舗で) 当該物を売っている者たちは「職業」就業者 (*arbab al-karāt*) であり、彼らに対しては「職業税」(*wirkū*) が課せられているからである。また、後に述べるように、仮店舗 (*furūshāt*) について当該税徴収措置をとってはならないところから、村落の市場 (*aswāq al-bilād*) における仮店舗 (*furūshāt*) に対してもまた、「通行・市場税」を徴収してはならない。

項目6《粗やし織毛 (*lif*)、加工やし織毛、ヒジャーズ産やし織毛、その他やし織毛については、ロード・パハレイン県において *qintār* あたり1キュルシュの、カリエービーヤ県においては、粗やし織毛と加工織毛とに対しては(ロード・パハレイン県と) 同じ基準の、ヒジャーズ産織毛に対しては *uqqa* あたり20フィッダの「通行・市場税」が徴収されている。ミニヤ県については、ファッションにおいてやし織毛のほか小型ザルカゴ (*maqāṭif*) に対しても課税されているが、(その額は、) リヤールあたり4フィッダである。ベニー・マザールにおいてもこの二つの商品に対して課税されており、(その額は、) *qintār* あたり60フィッダ、アシュート (県) のマツラーウィー、マンファルトにおいては、やし織毛のほか、炭 (*fahm aswad*)、小型ザルカゴ、木材 (*aḥshāb*) に対して(「通行・市場税」が) 徴収されており、(その額は、) キュルシュあたり4フィッダである。また、ベニー・スエフ (県) とファイユーム (県) におけるやし織毛と小型ザルカゴへの課税は、一部 (の地点) ではリヤールあたり4フィッダ、一部 (の地点) では *haml al-jamal* (ラクダ1頭の積載量) あたり2キュルシュ、*haml al-ḥimār* (ロバ1頭の積載量) あたり1キュルシュである。ギーザ県においては、やし織毛について、(その徴税額は、) 1 *shila* あたり34フィッダであったが、一部の地点では、(「通行・市場税」は) 徴収されていない。ところで、

鑑みるに、ヒジャーズ産やし織毛 (al-lif al-ḥijāzī al-abyaḍ) は通常、ヒジャーズ地方など外国からもたらされる。そして、このように海外から輸入される商品については、荷揚げ地点において関税 (jamārik) が支払われ、関税決済証明書 (rafātī) が発行されている。そのため、これら商品に対する「通行・市場税」としては、荷揚げ地点での関税支払いだけで十分であり、国内の地点において (再び) 課税してはならない。さらに、粗やし織毛については、それはスーダン、オアシス、あるいは諸県各地からもたらされる商品であり、そして、この商品は、なつめやし (nakhīl) からの収穫物である。ところで、(なつめやしの生産地である) 上記各地はすべてエジプト政府の管轄下に置かれている地点であり、また、そこで (生産されている) やしに対しては、租税 (amwāl miriyya) が課せられ、生産者はそれを支払っている。そこで、この商品について「通行・市場税」を徴収するならば、必ずや、生産者たちは「通行・市場税」徴収者 (ḥamliyya) への支払額、運搬その他のための経費をおもんばかり、こうした配慮から、おそらく、彼らはやしの木からこの商品を収穫せず、その結果、この商品は (市場から) 消えてしまうことになろう。そのため、こうしたことが生じないように、(今後は、) やし織毛が未加工である限り、やしの木本体へ課せられている租税だけで十分であり、そこに (改めて「通行・市場税」が) 課せられてはならない。しかし、それが帯 (ribāṭāt) あるいは網 (ashnāf) 等々として加工された場合には、粗やし織毛は変質し、全く異なる商品となったのであるから、この加工品に対して、*qintār* あたり100フィツダが徴収されることになる。そしてまた、小型ザルカゴ (maqāṭif) に関しても同じ (手続き) がとられる。というのも、小型ザルカゴの製作は、やしの葉 (khūṣ) (の生産) とは異なり、(原料であるやしの葉の加工による) 全く異なる商品への変質を意味し、その結果、小型ザルカゴに対しては課税措置が講じられねばならないからである。そして、その課税基準は以下に明らかにする通りである。すなわち、この商品は、上級、中級、下級と (その質において、) またその加工事情に応じて、その種類はさまざまである。そこで、徴税額は、その売却価格に応じて、1キュルシュあたり4フィツダとする。木材 (aḥṣāb) については、建築資材であろうとアナトリア産まきであろうと、それが通常海外から輸入される品目であるならば、ヒジャーズ産やし織毛について明らかにした理由から、それに対しては徴税措置はとられない。また、それがアカシア (sant), タマリスク (atl), あるいはいちじく (jummayz) のような国産木材、樹木から伐採された各種まき、さらには建築用敷物として売却される枝木 (aflāq) の場合には、もしそれが農作業あるいは私用目的のため、私有樹木から切りとられた個人の所有物であるならば、「通行・市場税」は徴収されない。しかし、それが商売を目的としたものであるならば、燃料用であろう

が(農)作業、建築用であろうが、売却に際して「通行・市場税」が徴収されるが、その額は、小型ザルカゴ (maqāṭif) についてと同様、1キュルシュあたり4フィツダである。同様に、(たとえ)燃料用として売却されるぼろ枝木 (aflaq) であっても、(それが商売用であるならば、) 上記方法によって徴税措置がとられる。なお、炭 (faḥm) については、後段において別個にその手続きを定める。》

項目8《国産炭 (faḥm baladi) については、ローダ・バハレイン県、カリュービーヤ県において、*qinṭār* あたり1キュルシュの、ミニヤ県、ベニー・マザール県に所属する各地において、*ḥaṣīra* あるいは *zakiba* (ずた袋) あたり20フィツダの、アシュートにおいて、ナイルで荷揚げ、荷降ろしされるものについては、*ḥaṣīra* あたり10フィツダの、村落 (nāḥiya) で売却されるものについては、1キュルシュあたり4フィツダの、「通行・市場税」が徴収されている。さらに、アシュート県に所属するアブー・ティーン、ギルガ県に所属するタフタ、タハでは、*ḥaṣīra* あたり10フィツダの、ミンシャー、ギルガでは、*ḥaṣīra* あたり5フィツダの、ベルディースおよびその周辺では、村落で売却される炭ならびにロープ (salab) について、10につき1 (の割合) の、ナイルを下ってくる炭について、*ḥaṣīra* あたり10フィツダの、ケナ県においては、市場 (aswāq) で売却されるものについて、リヤールあたり9フィツダの、ナイルを下ってくるものについて、*ḥaṣīra* あたり24フィツダの、また、エスナ県においては、(上記ケナ県)と同様の、そしてベニー・スエフ、ファイユームについては、*qinṭār* あたり20フィツダの、「通行・市場税」が徴収されている。ところで、(以上のような事態を改善し、徴税手続きを) 一つの方法で実施するために、この品目に対しては、(今後、) 以下の基準に基づいて、「通行・市場税」が支払われることになる。すなわち、カイロあるいはその他の地点あてにナイルを下ってくるものについては、1 *qinṭār* あたり100フィツダ、つまり *raḥl* あたりマイディー (が徴収されるが、) この支払いは出荷地点の「通行・市場税」徴収者 (ḥamli) に対してなされ、(その際、) こうして「通行・市場税」が支払われたものに関して、当該 (出荷) 地点 (当局、つまり「通行・市場税」徴収人) から商品所持者 (ṣāḥib al-sinf) に対して、関税決済証明書 (raftiya) と類似の (決済) 証明書 (ifada) が交付される。というのも、(当該商品に対する課税については、) 出荷地点における課税措置で十分であり、(出荷後、商品の) 通過に際して、通過地点において、すでに (出荷地点で) 「通行・市場税」支払い済の商品に対して、再度「通行・市場税」が課せられることがないようにするためであり、また、各県による (「通行・市場税」) 徴収の対象を、(通過商品を除く、) 在庫商品 (mawjudāt) に限定させるためである。なお、主要都

市部の市場 (aswāq al-banādir) における店舗 (dakakin) で売却されるものについては、「通行・市場税」は徴収されない。というのも、(当該物)売却者たちは「職業」就業者 (arbab al-karāt) であり、彼らに対しては「職業税」(wirku bi-karāt-hum) が課せられているからである。と同時に、仮店舗 (furūshāt) に対しても、「通行・市場税」は徴収されない。というのも、仮店舗への課税 (ḥaml al-furūshāt) については、後に述べるように、「通行・市場税」を徴収する必要を認めないからである。》

項目12《亜麻 (kittān) については、粗亜麻 (al-kittān al-'ūd) に対して、ローダ・パハレイン県において *khums* あたり10フィッダが、ダカフリーヤ県において、一部の地点では *khums* あたりマイディー、一部の地点ではリヤールあたり5フィッダ、また別の地点ではキュルシュあたり10フィッダが、「通行・市場税」として) 徴収されている。さらに、カリュビーヤ県においては、ローダ・パハレイン県と同じ額が、アシュートにおいては、*ḥaml* (積み荷) ごとに1キュルシュが徴収されている。亜麻繊維 (al-kittān al-sha'r) については、マンスーラにおいて、計量人 (qabbāni) によって測量・売却されたものに対して、時にキュルシュあたり20フィッダの、時に *qintār* あたり2キュルシュの「通行・市場税」が支払われているが、その半分は売却者によって、他の半分は購入者によって負担されている。また、マンスーラにおいては、一部の地点では *qintār* あたり1キュルシュ、一部の地点ではキュルシュあたり10フィッダ、また別の地点では(キュルシュあたり) 20フィッダが支払われてもいる。アシュートにおいては、(ある地点では) *raṭl* あたり2ニスフが、別の地点では *ḥaml* ごとに4キュルシュが、ベニー・スエフ、ファイユームにおいては、*ḥaml al-jamal* あたり90フィッダが、*ḥaml al-ḥimār* あたり20フィッダが徴収されている。さらに、ミンシャーとギルガにおいては、亜麻に対して、日あたり1キュルシュが徴収されている。ところで、(亜麻という) 商品は、ハラージュ地 (al-arāḍi al-kharājīya) での農作物であり、その栽培には多くの問題と困難をとめない、余分の経費を必要とする。収穫後、その生産者 (aṣḥāb-hu) は、自分たちの衣服の必要を満すため、それを自らのために紡ぎ、織るか、あるいは(加工せずに)そのまま売却する。そして、(未加工の亜麻を) 購入した者は、製品をつくるためにそれを加工するか、あるいは(そのまま) 海外へ輸出することになる。さて、衣服として加工されたものについては、加工した者が、(亜麻の) 生産者本人であれ、(彼から亜麻を) 購入した者であれ、どちらにせよ、加工後において、(個々の) 製品に対して印紙税 (ʿawāyid al-damgha) が徴収されている。また、(加工されずに) そのまま売却されたものうち、

その購入者がそれを海外に輸出した場合には、輸出時に、アレクサンドリアあるいは（その他の）積み出し地点において、定められた関税 (*jamārik*, *kamārik*) が課せられている。こうして、以上の諸々の理由から、この（亜麻という）商品に対しては、（加工前の）粗亜麻であれ、加工されたものであれ、先に明らかにされた課税措置だけで十分であり、（このうえ）「通行・市場税」が徴収されることはない旨決定された。」

項目13《魚類 (*samak*) については、ローダ・バハレイン県において、「通行・市場税」が徴収されているが、マハッラ・クブラー市場 (*sūq*) において、その取り分は、 $\frac{1}{3}$ が徴税請負人 (*multazim*)、 $\frac{2}{3}$ が漁師 (*ṣayyādin*) である。なお以上は、徴税請負 (*al-iltizām*) 下に置かれたマタリーヤ地区以外の運河 (*tura'*)、河川 (*buḥūr*)、ダム (*qanāṭir*) から捕獲された魚に関してである。そして、カフル・シェイフ市場においては、（そのほかに）マハッラ・グブラー・ダムから（捕獲された）魚について、*ḥaml* あたり60フィッダ、パッラーニー (?) から（捕獲された）魚について、*ḥaml* あたり2キュルシュ（が徴収されている。）モトゥービスにおいては、売却のためにナイルから荷揚げされたものに対しては、キュルシュあたり5フィッダ（が徴収されているが、他地点への）陸路運搬のためにナイルから荷揚げされたものに対しては、「通行・市場税」の取り分としてその $\frac{1}{3}$ が国家 (*al-miri*) に、 $\frac{2}{3}$ が荷揚人 (*ṣāhib-hu*) にそれぞれ与えられている。また、シルビーンにおいては、*ḥaml* あたり1キュルシュ、ラアス・ハリグにおいては、*ḥaml* あたり20フィッダが「通行・市場税」として徴収されているが、カーブ (?), バトラの「通行・市場税」は、*ḥaml* あたり2キュルシュであった。ダカフリーヤ県については、マンスーラにおいて、*ḥaml al-ḥiṣān* (馬1頭の積載量) あたり3キュルシュ、*ḥaml al-ḥimār* あたり2キュルシュが、ザルカ、マハッラ・ダマナ市場において、ポンド (*junayh*) あたり10フィッダが、フェーリスカール市場において、ポンドあたり5フィッダが「通行・市場税」として徴収され、アカーブ (?), デヤルブ・ハム、ディミツジャルト、ならびにダフワ村においては、（課税対象物品の） $\frac{1}{3}$ が、シンヴェラウエインにおいては $\frac{1}{2}$ が、「通行・市場税」として「通行・市場税」徴収人 (*ḥamlī*) に与えられている。ミート・ガムル市場については、魚についての報告はない。ダイルート、ミート・ヤイーシュ、ウムリーナ (?) においては、総額4600キュルシュが課税されていたが、この課税が年あたりなのか月あたりなのか、報告されていない。タハ市場、ダカードゥースにおいては、ダフワ、カリュビーヤ県と同じであったが、ダムから捕獲された魚については、（別に）*ḥaml* あたり1キュルシュが徴収されている。ミニヤ、ベニー・マザール県、ならび

にケナ、エスナ県においては、リヤールあたり9フィッダが徴収され、アシュート県においては、マッラーウィー、マンファルト、ならびにハワートカで揚、げ魚 (al-samak al-maqli), 鮮魚 (al-tari), 塩漬け魚 (al-mulūḥa) に対して、キュルシュあたり4フィッダが、「通行・市場税」として徴収されている。ただし、ダム、堤 (qutū') から捕獲されたものについては、(課税対象物品の) $\frac{1}{3}$ が、徴税請負人 (multazim) に対して与えられている。ウム・クスール、ベニー・ラーフィウにおいては、キュルシュあたり4フィッダが徴収され、アシュート市においても、市場で売却されるものに対しては、同じくキュルシュあたり4フィッダが徴収されているが、ダムと、ナイルの溜まり水 (birak) から捕獲されたものについては、その $\frac{1}{3}$ が徴税請負人に、残りの $\frac{2}{3}$ が漁師に、また、冬期(に捕獲されたもの)については、双方に $\frac{1}{2}$ づつが与えられている。アブー・ティエグにおいては、魚市場に対して、月あたり50キュルシュが「通行・市場税」として課せられている。ギルガ県については、タフタ、アフミームその他において、アブー・ティエグと同様の課税措置がとられているが、ミンシャー、ギルガにおいては、魚に対する「通行・市場税」は、月あたり20キュルシュであり、ベルディースとその周辺においては、(課税対象の) $\frac{1}{10}$ がそれにあてられている。そして、ギーザ県においては、魚市場を請負った者 (man yaltizamu bi-l-ḥalqa) に対して、年ごとの取り決めに従って、2019キュルシュ35フィッダという額の漁網税 ('awāyid maṣāyid al-samak) が課せられていることが報告されている。ところで、明らかなことながら、捕獲された魚は、例外なしに、それを捕獲した者自身の食料に供されるか、あるいは市場 (aswāq) において売却される。そのうち、捕獲者の食料に供されるものに対しては、(今後、「通行・市場税」は) 一切徴収されない。また、捕獲後売却されるものについては、その大部分がナイル減水時における運河 (tura') 堤 (jusūr), ダム (qanāṭir) からの捕獲物であるため、それがマタリーヤ管理局 (maṣlaḥat al-maṭariya) による徴税請負 (al-iltizām) の対象外の地点からの捕獲物であるならば、売却されるものに対して、売却者から、キュルシュあたり6フィッダが徴収されることになる。そして、塩漬け魚 (al-mulūḥa) についてもまた、これと同じ措置がとられる。しかし、マタリーヤ管理局に所属する捕獲物については、この管理局は^{イルアイザー}徴税請負規約をもっており、これまでそれに基づいて手続きがとられてきた。そこで、上記管理局の^{イルアイザー}徴税請負所属下の地点においては、これまでそうであったように、(今後も、) 引き続き手続きがとられ、マタリーヤ^{イルアイザー}徴税請負所属外(の地点)においては、先述したような手続きがとられることになる。》

項目14 《^{フサイフ}塩漬魚 (fasikh) については、ローダ・バハレイン県において(「通行・市

19世紀中葉エジプトにおける税制度

場税」が) 徴収されているが、その額は、マハッラ・クブラーにおいて、陸路運ばれてくるものに対しては *haml* あたり60フィツダ、水路運ばれてくるものに対してはポンドあたり100フィツダ、カフル・シェイフにおいては、*al-shila al-kabira* あたり30フィツダ、モトゥービスにおいては、ブルッルス湖から運ばれてくるものに対しては *mawhiya* (?) あたり7キュルシュ半、ビツリーヤ地方から運ばれてくるものに対しては1キュルシュあたり5フィツダ、ズィフタにおいては、^{アツィー}塩漬魚その他塩漬魚 (*fasikh wa samak mālih*) について、*haml* あたり4キュルシュ、タンタにおいては、*qintār* あたり1キュルシュ、カフル・バグデルにおいては、仮店舗 (*farsh*) あたり1キュルシュ、スィルスィナにおいては、*haml* あたり60フィツダ、スブク・ダッハークにおいては、20フィツダ、シビーン・コムにおいては、*qintār* あたり4キュルシュ半、アシュムーンにおいては、*qintār* あたり2キュルシュ、トゥヌーブにおいては、仮店舗 (*farsh*) あたり20フィツダ、メヌーブにおいては、*qintār* あたり60フィツダ、ミリーグにおいては、仮店舗 (*farsh*) あたり1キュルシュ、シンブー・クブラーにおいては、仮店舗 (*farsh*) あたり10フィツダ、ミート・バラーヒーマ(?) においては、1フィツダ、マハッラ・マルフームにおいては、*haml* あたり1キュルシュ、そして仮店舗 (*farsh*) あたり20フィツダであった。ダカフリーヤ県については、マンヌーラにおいて、リヤールあたり6フィツダ、うち売却者から3フィツダ、購入者から3フィツダ、さらに売却者からポンドあたり1ピキの^{アツィー}塩漬魚、ザルカ市場、マハッラ・ダマナ市場においては、*haml* あたり1キュルシュ、シンヴェラウエイン、アントゥーバ(?)、ダビグ市場、ミート・ガムル市場、タハ市場、ダカードゥースにおいては、リヤールあたり8フィツダ、アシュムーン・ルマーン市場においては、ポンドあたり20フィツダ、ディケルニス市場、サラームーンにおいては、仮店舗 (*farsh*) あたり20フィツダ、カニーヤート、アズィーズィーヤ市場においては、*haml al-ḥiṣān* あたり20フィツダ、*haml al-ḥimār* あたり10フィツダ、*ra's* (人間1人の積載量) あたり5フィツダであった。また、カリュービーヤ県においては、シビーン(・コム)市場と同額、ミニヤ、ベニー・マザール県については、ミニヤにおいて、*qintār* あたり9フィツダ、ベニー・マザールとファッションにおいて、*qintār* あたり50フィツダ、アシュート県については、マッラーウィーとマンファルトにおいて、ミニヤ市場と同額、アシュートにおいて、ベニー・マザールと同額、アブー・ティーグにおいて、*qintār* あたり60フィツダと2^{アツィー}*raḥl* の^{アツィー}塩漬魚、ギルガ県については、タフタ、アフミームその他(地点)において、アブー・ティーグと同額、ミンシャーとギルガにおいて、*qintār* あたり20フィツダ、ケナ県とエスナ県については、*maqtaf* (小型ザルカゴ) あたり2キュルシュであった。ところで、^{アツィー}塩漬魚は、マタリーヤ特別区 (*maṣlaḥat al-*

maṭariya)において製造される加工商品である。そして、(マタリーヤ)特別区といえ、徴税請負区であり、そこには国庫 (al-miri) への巨額な請負額 (mal) が課せられている。そこで、もし徴税請負額 (amwāl al-iltizām) のほかに、市場 (aswāq) において「通行・市場税」が当該商品に対して課せられるとなると、(負担は)二重になる。とりわけ、商人 (bayyā') が村 (balad) から村へと市場を移動するとなると、すべての(移動)地点において「通行・市場税」が徴収されているというのであるから、その支払い(負担)は何重にもなる。ところが、当該商品といえ、通常は、貧乏人の食物 (ma'kulāt al-fuqarā') なのである。そこで、誰にも自明なように、「通行・市場税」を支払わねばならないというのであるならば、売却者はそれに対処するに値上げをもってするであろうから、結局のところ、負担は購入者へと帰着することになる。そして、さらに指摘すべきは、何重にもわたる「通行・市場税」の徴収は、必ずや購買力の低下をもたらし、(次に)この購買力の低下が徴税請負額の滞納を引き起こすだろう、ということである。以上、この理由から、そしてエジプト総督閣下 (wali al-ni'm) の臣民に対する御慈悲から、塩漬魚については、「通行・市場税」徴収人 (ḥamli) に「通行・市場税」を支払わなくともよい、と決定された。なお、(マタリーヤ)特別区に関する徴税請負規約については、従来通りである。))

項目16《ローダ・パハレイン県において、粉ひき番人 (waqqāf al-ṭawāḥin) 1人について、月あたり1キュルシュが徴収されており、アルクスース売り (°arqusūsi) についても同様である。さらに、カリュービーヤ県においてもまた、ローダ・パハレイン県と同様に、アルクスース売り (°arqusūsi) 1人について、月あたり1キュルシュが徴収されている。ところで、このような措置は、残りの他の県ではとられておらず、このような措置が多少とも必要な状況にあるとも思えない。そこで、以上の理由から、当該二つの職人集団 (ṭayfatayn) に対する上記二県における課税措置は廃止されることが決定された。なお、(この決定は上記職業就業者 (arbāb-hum) に対する「職業税」(wirkū) 課税免除を意味するものではなく、) この決定後、もし彼らに「職業税」が課せられないようなことがあるならば、彼らには、彼らの同僚たちと同様に、原則の要請するところに基づいて、所得 (iktisāb) に応じた「職業税」が課せられる。))

項目17《石鹼 (ṣābūn) については、ローダ(・パハレイン)県において「通行・市場税」が徴収されているが、その額は、マハッラ・クブラー市場において qū'a (一片) あるいは fard あたり2キュルシュ、ダカフリーヤ県のある地点においては fard あたり11キュルシュ半、カリュービーヤ(県)においてはマハッラ・グブラーと同額、

19世紀中葉エジプトにおける税制度

アシュート(県)においては *qū'a* あるいは *lawḥ* あたり10フィツダである。また、ギルガ県については、地点によって異なり、*qanātir* あたり、幾つかの地点においては2キュルシュ、幾つかの地点においては1キュルシュ半、そして幾つかの地点においては20フィツダ、ブヘイラ県においては *shawwāl* あたりキュルシュである。ところで、この品目は外国製加工品であり、商業行為を通じて、エジプト国内在住の商人たち (*tujjār*) の勘定でもって輸入される。その際、輸出品については、荷揚げ地点において関税 (*kamārik*) が支払われ、所定の決済証明書 (*rafāti*) が交付される。そして、(国内での) 当該品小売商たち (*man yatasabbabū fi-hi*) はといえ、彼らは職業就業者 (*arbāb al-kārāt*) である。ということで、この商品に対して、「通行・市場税」という形で課税措置をとる必要性は認められない。実際、他の県においては、この商品について、「通行・市場税」は徴収されていない。》

項目22《乾燥果実 (*yāmish*) については、ローダ・バハレイン県において(「通行・市場税」が) 徴収されているが、その額は、マハツラ(・クブラー)市場において、ハーゼルナッツ (*bunduq*)、くるみ (*jawz*)、アーモンド (*lawz*) について *fard* あたり2キュルシュ、タンタにおいて、すべての種類の乾燥果実について *qinṭār* あたり1キュルシュ、シブーン(・コム)において、乾しブドウ (*zabīb*)、ハーゼルナッツ、(乾燥) いちじく (*tin*)、くるみについて *uqqa* あたり5フィツダ、いなご豆 (*kharrūb*)、いちじく菓子 (*tin al-firda*) (?) について *uqqa* あたり3フィツダ、メヌーフにおいて、いなご豆について *fard* あたり60フィツダ、(乾燥) いちじく、乾しブドウ、アーモンドについて *ṭard* あたり60フィツダ、ハーゼルナッツについて *ṭard* あたり10キュルシュ、(乾燥) いちじく、乾しブドウについて *'ulba* (箱) あたり15フィツダ、サマヌードにおいて、乾しブドウ、(乾燥) いちじく、アーモンド、ハーゼルナッツについて *uqqa* あたりマイディー、あんずゼリー (*qamr din*)、乾燥あんず (*mishmish ḥamawī*) について *ṣaḥḥāra* (箱) あたり2キュルシュ、いなご豆について *maṭbūqa* あたり1キュルシュ、マハツラ・マルフームにおいて、すべての種類の乾燥果実について *uqqa* あたり2ニスフである。ダカフリーヤ県においては、アーモンドについて *uqqa* あたり10フィツダ、ハーゼルナッツ、くるみについて *shawl* あたり12キュルシュ1ニスフであり、カリュービーヤ県においては、アーモンド、くるみ、いなご豆、くり (*abū farwa*) について *ṭard* あたり45フィツダである。ミニヤ、ベニー・マザール県においては、(すべての種類の乾燥果実について) *qinṭār* あたり100フィツダ、アシュート県においては、ハーゼルナッツについて *shawl* あたり90フィツダである。また、乾しブドウについては、マハツラ(・クブラー)市場に

において、*fard* あたり2キュルシュが、アシュートにおいて、'*ulba* あたり20フィッダ、*zakiba* あたり60フィッダが、あんずゼリーについては、マハツラ（・クブラー）市場において、乾しブドウについてと同額が、ダカフリーヤ県において、*laffa* あたり10フィッダが、そしていなご豆については、マハツラ（・クブラー）市場において、ナイルから荷揚げされたものに対して *fard* あたり60フィッダが、陸路到着したものに対して（*fard* あたり）1キュルシュが、（「通行・市場税」として）徴収されている。さらに、ダカフリーヤ県において、いなご豆について2*fard* あたり30キュルシュ半、アシュート県とギルガ県において、いなご豆、アーモンド、ハーゼルナッツについて *qintār* あたり2キュルシュと2*ratl*（の現物）、ケナ県とエスナ県において、（すべての種類の乾燥果実について）'*idda* あたり24フィッダ（の「通行・市場税」が徴収されている。）とここで、これらすべての品目は食料品（*ma'kulāt*）であり、通常、商人たち（*tujjār*）の勘定で外国から輸入されている。そして、その際、荷揚げ地点において関税（*kamārik*）が課せられ、決済証明書（*rafāti*）が交付される。（このように、当該品目に対しては関税が課せられているのであるが、）それに加えて「通行・市場税」が支払われるとなると、そしてとりわけ、一地点から他の地点への移動に伴って（「通行・市場税」）支払いが重複するということになる、商人たちに対して害悪を及ぼすことになる。そこで、かかる事態が続くことに鑑み、（当該品目に対する課税は）荷揚げ地点での関税だけで十分であり、（商人たちに対する）害悪を防ぐために、（今後）すべての種類の乾燥果実について、「通行・市場税」を徴収する理由を認めない旨決定された。》

項目23《生薬（*'iṭāra*）については、ローダ（・バハレイン）県において（「通行・市場税」）が徴収されているが、その額は、マハツラ（・クブラー）市場において1*fard* あたり、陸路運ばれてきたものに対して2キュルシュ、水路運ばれてきたものに対して3キュルシュ、モトウービスとフワフにおいて、燭台（*qanādir*）、朽ち木（*ṣūfān*）、*bayāḍ al-marākib*（?）、タール（*qaṭrān*）、アルクスース（*°arqusūs*）、トルコ炭（*fahm turki*）を含めて、*tard* あたり45フィッダ、サマヌードにおいて、*sakrtāra*（?）を含めて、*qintār* あたり1キュルシュ、（その他）幾つかの地点において、*qū'a* あたり2キュルシュあるいは1キュルシュ、幾つかの商品については *uqqa* あたりマイディー、国産生薬（*'iṭāra dākhiliya*）については *qū'a* あたり、上級は9キュルシュ、中級は6キュルシュ、そして下級は4キュルシュであった。カリュービーヤ県においては、マハツラ（・クブラー）、ミニヤ、ベニー・マザールにおける「通行・市場税」と同じく、*tard* あたり15キュルシュ、*qū'a* あたり7キュルシ

19世紀中葉エジプトにおける税制度

ユ半が徴収されている。アシュート県においては、*haml* あたり3キュルシュ、ギルガ県については、ミンシャーとギルガにおいて、*qafş* あたり2キュルシュ、ベルデイスとその周辺において、500リヤールあたり15キュルシュの「通行・市場税」が徴収されている。こうして、(生薬に対する「通行・市場税」は)さまざまな方法でもって徴収されているが、さらに、ケナ、エスナ県における(「通行・市場税」は、) '*idda* あたり24フィッダである。さて、いちじく (*tin*)、石鹼 (*şābūn*) に関しては、すでに明らかにしたように、「通行・市場税」を徴収してはならない。国産炭 (*faḥm baladi*) に関してもまた、この商品ならびにその他生薬商品について明らかにされたところに従って、(手続きがとられなければならない。) ところで、生薬商品の大部分は商人たち (*tujjār*) の勘定でもって外国から輸入され、その際、(当該商品に対しては、) 荷揚げ地点において関税 (*jamārik*) が課せられ、決済証明書 (*rafati*) が交付されている。他方、国内産の生薬はきわめて稀である。そこで、以上の理由に鑑みて、(今後) 生薬商品については一切「通行・市場税」を徴収してはならないことが決定された。なお、(かかる決定とは別に、) 生薬の一部は毒性をもつ種類であるところから、先に、生薬商 ('*aṭṭārīn*) を通して生薬が売却されてはならない旨を確認した委員会おふれ (*tanbihāt*) が公布された。というのも、村落の生薬商 ('*aṭṭārīn al-bilād*) はもっぱら村落の市場 (*aswāq al-bilād*) で商売をしているが、彼らは、彼らの無知から、その性格を知らない生薬を売ることがたまにあるため、上記禁止措置を確認するにしくはないからである。こうすれば、すべての市場 (*aswāq*) において、生薬商の無知からその性格が知られていない生薬が売却されることは一切なく、(そこで) 売却されるのは、コーヒー豆 (*bunn*)、石鹼 (*şābūn*)、胡椒 (*filfil*)、錫 (*qaşdir*) その他のような(その性格が) はっきりしている商品のみであり、他の種類の生薬については、先におふれで言及されたような理由から問題が生じないように、特定の都市部 (*banādir*) においてのみ、そして医者 (*ḥukamā'*) と衛生役人 (*ma'mūrīn al-ṣaḥḥa*) の監視のもとで売却されることになる。》

項目27《天然炭酸ソーダ (*aṭrūn*) については、ローダ・バハレイン県とカリュービーヤ県において、*wazna* あたり12フィッダが、ケナ(県)、エスナ(県)において、*qit'a* あたり24フィッダが、ベニー・スエフ(県)、ファイユーム(県)において、*haml* あたり5キュルシュが、「通行・市場税」として徴収されている。さらに、アシュート県においては、一部の地点で *qinṭār* あたり1キュルシュが、一部の地点で *fard* あたり1キュルシュが、ダカフリーヤ県においては、1キュルシュあたり5フィッダが、また、ミニヤ(県)、ベニー・マザール(県)においては、*haml* あたり

3 キュルシュが徴収されている。ところで、この商品はワーディー・ナトルーン特別区 (maşlahat al-ṭarāna) からの収穫物であり、この特別区は徴税請負 (iltizam) に出され、そこには国庫に対する税 (māl) が課せられている。また、上記諸地点における当該商品の流通は少量に過ぎない。そこで、(この商品に対する課税措置については、) 上記特別区に課せられた国家に対する税 (māl) だけで十分であり、(このほかに、) 「通行・市場税」がこの商品について徴収されることはない。》

項目31《ローダ・バハレイン県に所属するマハッラ・クブラーとサマヌードの市場において、ロバ運搬人 (ḥammāra) とラクダ運搬人 (jammāla) に対して「通行・市場税」が徴収されている。その額は、1頭のロバの賃貸 (ta'jir) につき10フィッダ、1頭のラクダの賃貸につき20フィッダであった。また、ブヘイラ県においては、(賃貸料) 1キュルシュにつき4フィッダが(徴収されている。)とて、その他の地点において当該税は徴収されておらず、また、賃貸料に対する「通行・市場税」徴収には根拠がない。そこで、上記二地点における当該税徴収は無効とし、(今後、) 他の地点がそうであるように、当該税は徴収されないものとする。》

項目36《マハッラ(・クブラー)市場において、漁師 (ṣayyādin al-samak) に対して、1人 (nafar) につき年あたり12キュルシュが課せられていることが知られている。ところで、漁獲 (ṣayd al-samak) に関しては、すでにその課税措置について明らかにした。また、当該マハッラ(・クブラー)市場以外の他の地点においては、漁師に対する課税措置はみられない。さらにとりわけ、当該漁師たちは、「職業税」が課せられる「職業」就業者 (arbāb al-karāt) といえなくもないし、土地税 (amwāl al-aṭyān) が課せられる農民 (muzāri'in) といえなくもない。そこで、上記諸理由、ならびに漁獲就業者 (arbāb ṣayd al-samak) に関する先の言明、さらにマハッラ(・クブラー)市場のほかには漁師に対して課税措置がとられていないことに鑑みて、漁師から(さらなる)徴税をしてはならない。そして、彼らに対する(課税)手続きは漁獲の項で明らかにされた(規則)で十分であり、それに従って(手続きがとられる。))》

項目40《ローダ(・バハレイン)県において、生薬商 (ʿaṭṭārīn) その他の飯店舗 (furūshāt) に対して「通行・市場税」が徴収されているが、その額は、カフル・シェイフにおいて、市の日 (yawm al-sūq) においては、飯店舗 (farsh) につき20フィッダ、市の日以外においては、日あたり5フィッダであった。また、ジャアファリー

19世紀中葉エジプトにおける税制度

ヤにおいて、仮店舗につき5フィッダ、バトラにおいて、仮店舗につき10フィッダ、そしてミニヤ、ベニー・マザールにおいて、ジャアファリーヤと同様であった。また同様に、カフル・シェイフにおいて、種子売り (abzāriya) と綱紐売り (bayyā'in al-'aṣayb) から(「通行・市場税」が)徴収されていることが知られているが、(その額は、)市の日において、仮店舗につき50フィッダであり、ダカフリーヤ(県)においては、10フィッダ、エスナ県においては、種子売りの仮店舗につき90フィッダ、ケナ県においては、(エスナ県と)同様、そしてカリュュービーヤ県においては、ローダ(・パハレイン)県におけると同様であった。さらに、カフル・シェイフにおいては、銅細工師 (naḥḥasin) に対しても、仮店舗につき月あたり2キュルシュが課せられているが、ミニヤ県においては、リヤールあたり4フィッダである。ケナ県とエスナ県においては、銅鑄掛け師 (naḥḥās ḥadid) に対して、スندوق (ṣundūq) につき24フィッダが課せられている。靴屋 (iskāfiya) と 'ataqiya (?) については、ローダ(・パハレイン)県、ダカフリーヤ県、カリュュービーヤ県において、市の日において、仮店舗につき10フィッダが、ベニー・スエフ県とファイユーム県においては、1人 (nafar) につき年あたり9キュルシュが課せられている。ところで、村落において市がたつのは、国庫勘定において税が免除されている脱穀場 (arāḍi al-jurūn) か、あるいは村落における公共・無主地 (al-arāḍi al-khāliya al-mubāḥ) においてである。また、生薬については、「通行・市場税」が徴収されない旨すでに言及されたが、銅細工師に対しても、同じ(措置がとられる。)というの、彼らに対しては、(製品に課せられる)印紙税 ('awayid al-damgha) が徴収されており、また、ここで言及されている職人・商人たちはすべて、「職業」就業者 (arbab al-karāt) であり、彼らに対しては「職業税」(wirkū bi-karāt-hum) が課せられているからである。さらに、上記種類(の品目)について徴税措置がとられているのは、一部の地点においてのみであり、残りの地点においてはそうではない。そこで、以上の諸理由から、当該(一部)地点においても、他の地点がそうであるように、(今後、「通行・市場税」)徴収措置はとられない旨決定された。》

項目42《蘭筵 (al-ḥuṣur al-samār wa-l-dabis) については、ローダ・パハレイン県において(「通行・市場税」が)徴収されているが、その額は、一部の地点において1キュルシュあたり5フィッダ、一部の地点において1キュルシュあたり10フィッダ、一部の地点において仮店舗 (farsh) あたり1キュルシュ、そして一部の地点において、大きな筵につき10フィッダ、小さな筵につき5フィッダであった。ダカフリーヤ県においては、1キュルシュあたり10フィッダ、カリュュービーヤ県においては、

5フィツダである。また、アシュート県については、一部の地点において、キュルシュあたり4フィツダ、一部の地点において、筵につき1マイディー、そして一部の地点において、粗藁 (afṛād) を含めて、筵につき5フィツダである。さらに、ギルガ県においては、タバコ葉筵 (ḥaṣīra al-dukkhān) につき5フィツダ、ペニー・スエフ、ファイユームにおいては、al-ḥaṣīra al-sultāni (?) につき4フィツダ、かや筵 (ḥaṣīra al-ḥalfa) につき2ニスフである。ところで、筵という商品は、あるものはメヌーフ産藁 (によって製作され、) あるものはファイユーム産藁 (によって製作され、) その双方とも *dhirā'* 単位で売却されているが、さらにあるものは、かやから製作されたものである。そして、メヌーフ産、ファイユーム産筵に対しては印紙税 ('awayid damgha) が徴収されていることが知られており、もしこうした印紙税のほかに「通行・市場税」を徴収するということになれば、(この商品に対する課税負担は、) 重複することになるだろう。そこで、当該商品のうち印紙税が課せられているものについては、印紙税徴収だけで十分であると決定された。また、かや筵については、これは大量に生産され、建築資材として国家や住民による莫大な需要に供されている。そこで、この商品に関しては、印紙税が一切徴収されていないところから、その売却時に(売却) 地点において「通行・市場税」が徴収される旨決定された。また、もしそれが(製作) 地点において売却されず、他の地点に輸送される場合には、積出し時において「通行・市場税」が徴収される。こうして、(当該商品に対する「通行・市場税」の) 課税額は、(製作地点で) 売却されるものについても、また(他の地点へ) 輸送されるものについても、カゴ (maqāṭif) について言及されたと同じく、売却価格を基準に1キュルシュあたり4フィツダである。そして、(他の) 地点への積出し時に「通行・市場税」が徴収されるものについては、当該税徴収地点における「通行・市場税」徴収人 (ḥamlī) から、しかるべき(通行) 許可書 (tasriḥ) が交付される。この許可書には当該「通行・市場税」徴収額が記載されているが、(こうした措置を講じる理由は、) 他の類似商品に関して明らかにしたと同じく、(同一商品に対して) 「通行・市場税」が重複して徴収されないようにするためである。また、粗やし織毛 (al-afṛād al-khawṣ) については、カゴ (maqāṭif) の項ですでに明らかにした(と)ころに従って手続きがとられる。))

項目43《ローダ・バハレイン県において、ロバが東から西へと移動するに際して、「通行・市場税」が徴収されていることが知られている。その額は、カフル・シェイフにおいて、ロバ1頭につき10フィツダ、ラバ、馬1頭につき15フィツダ、ジフタにおいて、ロバ1頭につき10フィツダである。もつとも、(当該税は) 他の残りの地点

19世紀中葉エジプトにおける税制度

においては徴収されておらず、また、(上記二地点においても,) かかる移動にともなう徴税が、(船によるナイル) 渡河 (ma'ādi) に対してなされたのか、あるいはそこにかかる橋 (qanātir) のただ単なる通行 (murūr) に対してなされたのかわからない。そこで、もしそれが渡河にともなう徴収であるならば、当該地点の渡河規定に従って(徴収)手続きがとられるが、もしそれがただ単なる道路 (ṭariq) 通行あるいは橋通行にともなう徴収であるならば、徴収するに及ばない。というのも、かかる徴税(措置)には根拠がないからであり、実際、徴税がなされているのは、当該(ロード・パハレイン) 県、それも他の地点を除く上記二地点のみである。》

項目44《幾つかの県において、あぶらやの店舗 (dukkān al-zayyātīn) に対して一定の額の課税措置がとられていることが明らかになっている。その額は、ロード(・パハレイン) 県について、カフル・シェイフにおいて、店舗 (dukkān) につき月あたり4キュルシュ、ジフタ村 (nāhiya) において、店舗につき日あたり30フィッダ、ミート・ガムル、アブー・ハーリドにおいて、店舗につき日あたり60フィッダであった。さらに、ギルガ県においても、あぶらやに対して課税措置がとられているが、(その額は,) 仮店舗 (maqā'id) につき月あたり25キュルシュである。ところで、あぶら (zuyūt) は農作物からの加工品であり、売却に向けられるものに対しては、搾油時において、*raṭl* あたり一定の額の(特別) 税 ('awayid) が徴収されている。また、上記諸地点において、不動産賃貸借料 (ujrat al-amākin) の代わりに、あぶらやから当該徴税措置がとられていることもある。ところが、一般的に言って、彼らは店舗 (dukkān) あるいは仮店舗 (maq'ad) に居住しており、彼らとその不動産の所有者である場合には、賃貸借料は自己勘定において決済され、(賃貸借料を支払うことはない,) 当該不動産が非居住者の所有物である場合には、賃貸借料は(居住者から) その所有者 (ṣāhib-hā) に支払われている。(ともかく、あぶらやのような) 商人たち (bayyā'in) は「職業」就業者 (aṣḥāb al-kārāt) であり、彼らに対しては(職業) 税 ('awayid bi-kārāt-hum) が課せられなければならない。こうして、以上の諸理由から、また、かかる方法での徴税措置がロード(・パハレイン) 県とダカフリヤ県においてのみとられ、他の地点においてはとられていないことに鑑みて、(今後,) この二つの県においてもまた当該徴税措置はとられない旨決定された。》

項目45《生葉商 ('attārīn), 商人 (tujjār), 絹商 (ḥaririya), ロープ商 (bayyā'in al-aṣāyib), 織物商 (bayyā'in al-qumāsh), barrādīn (?), 小間物屋 (khourdajiya), jabūkashiya (?), くず屋 (saqaṭiya), あぶらや (zayyātīn), ひら豆商

(bayyā'in al-'adas), 印章屋 (bayyā'in al-khawātim), やし織毛商 (bayyā'in al-khawṣ) その他同類の職業集団の仮店舗 (furūshāt) に対して、「通行・市場税」が徴収されていることが知られているが、その額は、一部において、キュルシュあたり5フィッダ、10フィッダ、15フィッダ、さらには60フィッダに及び、一部において、*qintār* あたり10フィッダである。ところで、先に言明したように、しかるべき項目において明らかにした諸理由によって、仮店舗に対して「通行・市場税」が徴収されるには及ばない。そこで、(この点に関しては、) 先の言明で十分であり、(ここでそれを繰り返すまでもないであろう。))

項目54《銅 (nuḥās) については、ローダ・バハレイン県において「通行・市場税」が徴収されているが、その額は、モトウービスにおいて、1 *uqqa* あたりイスタンブール産銅15フィッダ、国産銅10フィッダであった。また、カリュービーヤ県については、(ローダ・バハレイン県と) 同様であったが、ベニー・スエフ県とファイユーム県においては、オークション (al-dilāla) で売却された銅に対して、リヤールあたり4フィッダの、そしてブヘイラ県においては、キュルシュあたり2ニスの「通行・市場税」が報告されている。ところで、すでに明らかにしたように、仮店舗 (furūshāt) に対する「通行・市場税」は廃止されたが、こうして廃止の対象となったものなかには、銅細工師の仮店舗 (furūshāt al-nuḥās) に対する「通行・市場税」も含まれる。そこで、(今後、) 上記地点において、当該商品に対して「通行・市場税」が徴収されてはならない。また、イスタンブール産銅、ヨーロッパ産銅は、商人 (tujār) の勘定でもって輸入されるが、(その際、) ヨーロッパ産銅についてはアレクサンドリアで、イスタンブール産銅については(所定の) 荷揚げ地点で、関税 (kamārik) が支払われ、さらに、加工銅(製品)に対しては、印紙税 ('awāyid al-damgha) が課せられている。そこで、(今後、輸入銅であれ国産銅であれ、) この商品について「通行・市場税」が徴収されることはない。ただし、オークションに課せられた税 (murattab al-dilāla) は別であり、この税は、オークションに対して定められた当局 (al-maṣlaḥa) の規則に基づいて徴収される。》

項目57《ジフタにおいて、揚げ魚屋 (qalla'in al-samak) に対して、日あたり1キュルシュが課税されている。ただし、この課税が、(揚げ魚屋) 一人一人に対してなされているのか、あるいは(揚げ魚屋) 集団全体 (anfār al-ṭayifa) に対してなされているのか不明である。また、ファッションにおいても、揚げ魚屋に対して、月あたり3キュルシュ(が徴収されている。)ところで、すでに明らかにしたように、魚と

いう商品に対しては、その売却時において、所定の（税額）が徴収される。また、揚げ魚屋は「職業」就業者 (arbāb al-kārāt) であり、彼らに対しては、「職業税」(wir-kū) が課せられている。さらにとりわけ、他の地点において、彼らに対してかかる徴税措置は一切とられていない。そこで、以上の諸理由から、上記諸地点においてもまた、彼らから徴税する必要を認めない。》

項目58《計量人 (qabbāni) から、(彼の手によって) 計量された、綿 (quṭn), 亜麻織毛 (al-kittān al-sha'r), 食料品 (ma'kulāt), 塩漬魚 (fasikh), 銅 (nuḥās) を除くすべての商品・種子について、*qintār* 単位で「通行・市場税」が徴収されている。その額は、タンタにおいて、計量人 (qabbāna) につき1キュルシュと指摘されているが、この徴収が *qintār* あたりでなされているのか、それともその他の単位あたりでなされているのか不明である。カリュービーヤ県においては、*qintār* あたり1キュルシュ、そしてベニー・スエフ県においては、この計量人に対する「通行・市場税」は、リヤールあたり4フィッダである。しかしながら、この額が売却者から徴収されているのか、購買者から徴収されているのか、さらには当該地点における計量人から徴収されているのか不明である。ともかく、「裁判官手続き法」(lā'hat tanzīm 'amaliyat al-quḍāt) において、市場 (jihāt) における計量人職に関するしかるべき手続きが述べられている。また、かかる手続きは、カイロにおいてそうである如く、法の定めるところ (taqārīr shar'iya) に基づいたものであり、所定の徴税額 (rusūmāt al-taqārīr) は、国庫に納入されるべきものである。さらに、計量人は「職業」就業者 (arbāb al-kārāt) であり、彼らに対しては「職業税」(wir-kū) が課せられるうえ、かかる徴税措置は幾つかの県を除き、残りの県ではとられていない。そこで、以上の諸理由から、他の地点においてかかる徴税措置がとられていないことに鑑み、上記諸地点においてもまた、かかる徴税措置がとられてはならない。》

項目60《上エジプト製土壺 (balāliṣ ṣa'idi) については、ローダ・バハレイン県のシビーン・コムとカリュービーヤ県において、*rūs* (土壺を運ぶための船) あたり4キュルシュの「通行・市場税」が徴収されている。アシュート県については、一部の地点において土壺100コあたり2キュルシュと土壺2コが、一部の地点において土壺1コあたり1マイディーが、また一部の地点において土壺100コあたり土壺1コが、またギルガ県については、一部の地点において土壺100コあたり土壺1コが、一部の地点において土壺1コあたり10フィッダが、また一部の地点において土壺100コあたり2キュルシュと土壺1コが、さらに、ベニー・スエフ県とファイユーム県について

は、一部の地点において *rūs* あたり6キュルシュが、一部の地点において土壺1コあたり5フィッダが徴収されている。ところで、周知のように、ここで問題となっている土壺は、通常ケナ県所属のその生産をもっぱらにする村落において製作された後、*rawwās* (*rūs* の船頭) によって運搬されるか、売却のために、その生産者によって上・下エジプト地方(の市場へ)持ち込まれるが、*rawwās* の通行に際しては、通行を理由に、彼から「通行・市場税」が徴収されることはない。しかし、(当該商品が)売却される場合には、先に土器 (*fakhkhār*) に関して指摘したごとく、その生産者が土壺を持ち込み売却する地点において、当該生産者から、キュルシュあたり4フィッダの「通行・市場税」が徴収される。また、ローダ・バハレイン県のシビーン・コムにおいて、鍛冶屋 (*ḥaddād*) に対して年あたり54キュルシュの、二人のコーヒー店主 (*qahwajiya*) に対して180キュルシュの、コーヒー豆店 (*madaqq al-bunn*) に対して200キュルシュの、そしてギルガ県のミンシャー、ギルガにおいて、コーヒー店主とコーヒー豆店主 (*daqāqin al-bunn*) に対して月あたり10キュルシュの「通行・市場税」が徴収されている。ところが、これら(課税対象となっている)者たちは「職業」就業者 (*arbāb al-karāt*) と認定され、彼らに対しては(「職業税」が)課せられているうえ、(上記地点を除く、)他の地点において、「通行・市場税」は徴収されていない。こうして、以上の根拠から、上記地点における(「通行・市場税」)徴収については、(それを正当化する)理由は存在しない。》

項目62《皮袋 (*qirab jald*) については、メヌーフ、カリュービーヤ(県)において、1つあたり10フィッダの「通行・市場税」が徴収されている。ところで、皮袋は通常、商人たち (*tujjār*) の勘定でシャーム地方から輸入されている、ということが知られており、その際、荷揚げ地点において関税 (*kamārik*) が徴収され、決済証明書 (*rafāti*) が交付されている。国内産皮袋 (*qirab baladī*) については、その数は少ない。また、それはやぎ (*ma'iz*) の皮から作られているが、やぎ (*aghnām*) に対する「通行・市場税」徴収手続きについてはすでに明らかにした。そこで、以上の諸理由から、さらに上記二地点以外では皮袋に対して「通行・市場税」が徴収されていないことから、(今後、)以上の事情を考慮して、当該二地点においてもかかる徴税を実施するには及ばない旨決定された。》

項目63《オリーブ (*zaytūn*) については、サマヌードとアシュート県において、*barmil* (パレル) あたり10フィッダが徴収されている。ところで、この商品は通常外国から輸入され、一部(のみ)が国内生産物である。このうち外国から輸入されるも

19世紀中葉エジプトにおける税制度

のについては、商人たち (tujjar) の勘定でもち込まれ、(その際、) 荷揚げ地点において関税 (kamārik) が支払われ、決済証明書 (rafāti) が交付されている。また、国内生産物については、その栽培者はオリーブの木が植えられている土地 (に課せられている) ハラージュ税 (kharāj) を支払っているうえ、当該商品 (の流通量) はわずかにしかすぎない。さらに、この商品は食料品 (ma'kulāt) の一つと認められており、食料品に対する課税措置は特別にすでに廃止されている。また、他の地点においては、(当該) 徴税措置はとられていない。そこで、以上の諸理由から、これまでの言明に鑑みて、上記二地点においても、当該商品に対する徴税の必要を認めない旨決定された。》

項目65《純良油 (zayt ṭayyib) については、サマヌードにおいて *uqqa* あたりマイディーの、ダカフリーヤ県の一部の地点において *uqqa* あたり10フィッダの、アシュートにおいて *haml* あたり5キュルシュの「通行・市場税」が徴収されている。ところで、この商品は、通常海外から商人たち (tujjar) の勘定で持ち込まれ、(輸入時において、) 荷揚げ地点で関税が支払われるとともに、関税決済証明書 (rafāti) が交付されている。もともと、当該商品には国産品もあるが、その(流通)量に限られたものであるほか、搾油場 (ma'ašīr) において精油された油 (zuyūt) 商品に対しては、特別に、*raṭl* あたり所定の税が課せられている。さらに、(上記地点を除く、) 他の地点において、この商品に対して「通行・市場税」は徴収されていない。そこで、以上の諸理由から、(今後、) 上記地点においても、この商品に対して「通行・市場税」は徴収されない旨決定された。》

項目68《ケナ県において、菓子屋 (ḥalāwāniya) の店舗に対して、店舗 (dukkān) あたり月30フィッダが課せられている。ところで、菓子屋は「職業」就業者 (arbāb al-kārāt) であり、彼らから「職業税」(wirku) が徴収されている。また、(ケナ県を除く、) 他の諸県において、このような(課税措置は) とられていない。そこで、(今後、) ケナに県おいても、彼らから(「通行・市場税」を) 徴収する必要を認めない。》

項目73《黒蜜 ('asal aswad) については、ダカフリーヤ県において「通行・市場税」が徴収されているが、(その額は、) 一部において、*qinṭār* あたり2キュルシュ、1キュルシュ、30フィッダ、一部において、船舶によって出荷されるものに対して *ballāṣ* (土壺) あたり5フィッダである。ギルガ県については、一部において、*ballāṣ* あたり10フィッダ、一部において、*qinṭār* あたり20フィッダ、ケナ県、エスナ県に

おいては、黒蜜売り ('assalīn) に対して、*ballāṣ* あたり12フィッダ、ギーザ県第二地区においては、*ballāṣ* あたり12フィッダである。ところで、この商品は砂糖きび (*qaṣab*) から生産されるが、砂糖きびはハラージュ地 (*al-arāḍi al-kharājiya*) での収穫物である。とりわけ、黒蜜はそこへの課税が廃止された食料品 (*ma'kulāt*) の一つであり、さらには、貧乏人の食料品 (*ma'kulāt al-fuqarā'*) の一つでもある。また、他の地点において、当該商品に対して徴税措置はとられていない。そこで、以上の諸理由から、上記諸地点においても、当該商品に対して「通行・市場税」を徴収する必要を認めない旨決定された。》

項目74《網その他の運搬人夫 (*shayyalīn al-ḥabl wa ghayr-hu*) については、ダカフリーヤ県において彼らから「通行・市場税」が徴収されているが、(その額は、) マンスーラにおいて、日あたり二人の人足分の料金 (*ujra nafarayn*) であり、「通行・市場税」徴収人 (*ḥamlī*) に支払われている。また、ミート・ガムル市場、アブー・ハーリドにおいては、当該運搬人夫たちは月あたり57キュルシュ20フィッダを支払っている。ところで、彼らは「職業」就業者 (*arbāb kārāt*) であり、彼らに対しては、就業地点 (*jihāt-hum*) において、「職業税」が課税されなければならない。また、かかる徴税措置は、他の地点においてはとられておらず、上記県における運搬人夫に対する「通行・市場税」徴収措置には根拠がない。そこで、(当該県においても、) 徴税措置をとる必要を認めない。》

項目76《タマネギ (*baṣal aḥmar*) については、ダカフリーヤ県の諸地点において、*qintār* あたり1キュルシュ20フィッダ、キュルシュあたり20フィッダ、10フィッダ、5フィッダ、一部において、*ḥaml al-jamal* につき30フィッダ、*ḥaml al-ḥimār* につき20フィッダが(「通行・市場税」として) 徴収されている。ミニヤ県においては、一部において、*zakība* あたり10(フィッダ)、一部において、*shalf* あたり60フィッダが、アシュート県においては、一部において、1キュルシュあたり4フィッダ、一部において、*zakība* あたり10フィッダ、そして一部において、*ḥaml al-ḥimār* あたり10フィッダが、ギルガ県においては、*ḥaml al-ḥimār* あたり10フィッダ、長ネギ (*al-akhḍar*) に対して、*ḥaml* あたり2ニスフ・フィッダが徴収されている。また、ケナ、エスナ県においても徴収されているが、その額は不明である。ところで、タマネギ (*baṣal*) という商品は農作物であり、タマネギがとれる土地はハラージュ地 (*atyan kharājiya*) である。さらに、この商品は貧乏人の食料品 (*ma'kulāt al-fuqarā'*) の一つでもあり、他の地点においては、かかる徴税措置はとられていない。そこで、(上

記諸地点においてもまた、) かかる徴税措置の必要を認めない。》

項目83 《一部の地点において、金細工 (ṣiyāgha) に対して課税 ('awāyid) 措置がとられていることが知られている。つまり、ダカフリーヤ県において、150キュルシュの「通行・市場税」が徴収されている。もともと、この額が週あたりなのか、月あたりなのか、あるいは年あたりなのかについて、言及がない。また、ミート・ガムル、アブー・ハーリドにおいて、月あたり19キュルシュ半の、カニーヤート、アズイーズィーヤ市場において、キュルシュあたり20フィッダの、アシュートにおいて、金細工師 (ṣiyagh) に対して月あたり60キュルシュ30フィッダの、ミンシャー、ギルガにおいて、月あたり27キュルシュ4フィッダの「通行・市場税」が課せられているが、プヘイラ県の場合には、金細工師への「通行・市場税」は競売 (mazād) の落札値に基づいている。ところで、これら(金細工師たち)は「職業」就業者 (aṣḥāb kārāt) であり、彼らに対しては、「職業」就業者 (arbāb al-kārāt) として、その就業地点において、(「職業税」) 徴収が義務づけられている。また、(上記地点を除く)、他の地点においては、このような(課税措置)は一切とられていない。そこで、上記地点においても、(今後、「通行・市場税」が) 徴収されない旨決定された。》

項目85 《米 (aruzz) については、「通行・市場税」が徴収されているが、その額は、ダカフリーヤ県の諸市場において、kila あたり1キュルシュ、ミニヤ県において、fard あたり100フィッダ、アシュート、ベニー・アダー、アブー・ティーンにおいて、rub' あたり5フィッダ、一部において、精米 (al-aruzz al-abyaḍ) に対して fard あたり50フィッダ、一部において、al-alwāḥi (?) に対して (fard あたり) 2キュルシュ、タフタにおいて、rub' あたり5フィッダ、ミンシャー、ギルガにおいて、ardabb あたりその4分の1、ケナ、エスナにおいて、ardabb あたり100フィッダである。ところで、この商品は、下エジプト (al-wajh al-baḥri) 産であれ、al-alwāḥi (?) 産であれ、ハラージュ地 (al-arāḍi al-kharājiya) での農作物であり、5シャイル (sha'ir) になった時、精米所 (al-dawāyir li-ḡarb-hu) に送られ、精米される。その際、この精米は米生産者 (aṣḥāb-hu) と精米職人 (ṣanāyi'in) の負担でもってなされるが、(後者の) 精米職人は「職業」就業者 (arbāb al-kārāt) である。また、米生産者は、精米後、当該商品を商人 (tujār) に売却するが、この商人に対してもまた、「職業税」(wirkū) が課せられている。さらに、この商品のうち海外に輸出されるものについては、輸出時、アレクサンドリアにおいて、規定に基づいて関税 (kamārik) が課せられている。他方、上・下エジプトの(国内)農村部 (bilād) に

流通するものについては、その量は、カイロ、アレクサンドリアにおいて消費される量や海外へ輸出される量と比較してごくわずかである。(最後に、)他の地点において、この商品に対して「通行・市場税」は徴収されておらず、さらにとりわけ、この商品は食料品 (ma'kulat) の一つである。そこで、以上の諸理由から、この商品に対して「通行・市場税」を徴収する必要を認めない旨決定された。》

項目86《ダカフリーヤ県のミート・ガムル、アブー・ハーリド市場において、生菓商 (attārin) から月40キュルシュが、ベニー・スエフ県において、生菓 (itāra) についてキュルシュあたり5フィッダが、「通行・市場税」として徴収されていることが知られている。さらに、ミート・ガムル、アブー・ハーリド市場においては、それが年あたりなのか月あたりなのか言及されていないが、煙草商 (dakhāhaniya) から40キュルシュが、銅細工師 (naḥḥāsīn) から5キュルシュが、ふるい商 (manākhiilya) から250キュルシュが、そして粉屋 (ṭaḥḥānīn) から年460キュルシュが徴収されている。また、馬力水車 (ṭawāḥīn al-khuyūl) に対して、ファッションにおいて月60フィッダが、ベニー・マザールにおいて1キュルシュが課せられている。牛力水車 (ṭawāḥīn al-baqar) に対しては、アシュート、アブー・ティーン、タフタ、ケナ、エスナと同様、ベニー・マザールにおいて月20フィッダが、ミンシャー、ギルガにおいて月12キュルシュ半が、「通行・市場税」として(徴収されている。)さらに、計量人 (qabbāniya) に対しては、ミート・ガムル、アブー・ハーリド市場において年2500キュルシュが、絹商 (ḥarāyriya) に対しては、ミート・ガムル市場において年30キュルシュ30フィッダが(徴収されている。)ところで、仮店舗 (furūshāt) については、すでに述べたように、徴税の対象ではない。同様に、計量人に対する課税についても、彼らから財務省 (al-māliya) へ「通行・市場税」を徴収することには根拠がない。というのも、彼らは「職業」就業者 (arbāb al-karāt) であるほか、とりわけ、裁判所・裁判官組織 (tartīb al-maḥākīm wa al-quḍāt) 関係諸法 (al-lawā'ih) のなかで明らかにされたように、市場 (jihāt) における計量人は(彼らの仕事にともなって、しかるべき額を) 徴収するが、その額は彼らに対して指定されており、またこの徴収額は国庫 (al-miri) に送付されることになっているからである。かてて加えて、ミート・ガムル、アブー・ハーリド以外の地点においては、彼らから(「通行・市場税」は) いっさい徴収されていない。(計量人以外の) この項で言及されたその他課税対象については、彼ら商人・職人は「職業」就業者 (arbāb al-karāt) であり、彼らからは彼らの職業に対する税(、つまり「職業税」が) 徴収されている。そこで、彼らへの課税措置については、彼らの職業に対して定められている税(、つまり「職業税」)

だけで十分であり、(今後,)「通行・市場税」は彼らから徴収されない旨決定された。》

項目87《ハトのフン (rasmāl al-ḥamām) については、ダカフリーヤ県において、船舶で(ナイルへ)積み出しするものに対して *ardabb* あたり15フィッダの、アシュートにおいて、*talis* あたり10フィッダの、ナイルへ積み出しするものに対して *ardabb* あたり11フィッダの、そしてギルガ県の諸地点において、(アシュートと)同様の「通行・市場税」が徴収されていることが知られている。また、ケナ、エスナにおいて、*ardabb* あたり10フィッダの、ベニー・スエフ県において、*ḥaml al-jamal* あたり1キュルシュ、*ḥaml al-ḥimār* あたり20フィッダの、ギーザにおいて、ナイルから荷揚げされるものに対して *ardabb* あたり30フィッダの(徴収がなされている。)ところで、この商品は、村落住民 (al-ahālī) 所有のハト小屋 (abrāj al-ḥamām) からあつめられ、果物、野菜の栽培、園芸、砂糖キビ、すいかの栽培等々を目的とした土地の地味を改良するのに必要とされているものである。ところが、(この商品に対して「通行・市場税」が、) 幾つかの地点ではナイルへ積出しする際に徴収され、幾つかの地点ではナイルから荷揚げする際に徴収されていることが知られている。その結果は、「通行・市場税」の重複した徴収である。そこで、ハト小屋の所有者たちは、こうした事情を考慮して、支出の増加という問題を回避するため、ハトのフンをあつめることをやめるようになる。こうして、ハト小屋は荒廃し、その所有者は損失をこおむるほか、土地改良によって得られるはずの利益を享受することができなくなる。また、以上のことのほか、以下のことが知られている。つまり、幾つかの項目の(国内) 関税 (jamārik) がメッカ、メジナの聖都(の維持)のためのワクフ (awqāf al-ḥaramain) として設定されていたが、この項目のなかに、ハトのフンが含まれていた。(その後、) エジプト総督閣下 (sa'adat wali al-ni'm) は、その御慈悲から、(当該国内) 関税を廃止したが、その際、二聖都当局にふりあてられていた当該関税相当額が、(引き続き二聖都維持にあてられるよう、) 取り決めに従って、国庫からワクフ当局へ与えられることになった。ともかくこうして、以上の諸理由から、そしてとりわけこの商品が廉価なことに鑑みて、この商品に対して「通行・市場税」を徴収することには根拠がない旨決定された。》

項目89《白蜜 ('asal abyad) については、ダカフリーヤ(県)のアズイーズィーヤ、カニーヤート市場、さらにミンシャー、ギルガにおいて、*qintār* あたり1キュルシュの、アシュート、アフミームにおいて、*ballāṣ* あたり20フィッダの、ケナ、エスナ

において、*ballāṣ* あたり24フィツダの「通行・市場税」が徴収されている。ところで、白蜜は、もとはといえば、ハチの巣から収穫されたものであり、ハチを育てている者 (*aṣḥāb-hu*) は、困難を克服しつつハチを育てている。(このように、ハチを育てるだけで大変なところに、)「通行・市場税」を(さらに)徴収するとなれば、おそらく、ハチを育てるための経費がかさみ、その結果、今のような不十分な状態では、みつバチを育てる人間は少なくなることだろう。そこで、以上の理由から、(今後、)白蜜に対する「通行・市場税」徴収の必要は認めない旨決定された。》

項目90《さまざまな種類のチーズ (*jibna*) については、ダカフリーヤ (県) の幾つかの地点において、*qarṣ* あたりマイディーの、ミニヤ県において、*ballāṣ* あたり1キュルシュの「通行・市場税」が徴収されている。アシュート県においては、シリア産チーズ (*al-jibna al-rūmi*) に対して *jawl* あたり30キュルシュ、国産チーズ (*al-baladi*) に対して *ḥaml* あたり1キュルシュ、*ballāṣ* あたり20フィツダ、また、ナイルでの荷揚げ、積みおろしに際して20フィツダ、さらに幾つかの地点において1キュルシュあたり4フィツダが徴収されている。また、ギルガ県においては、一部において *ballāṣ* あたり20フィツダ、3フィツダ、一部においてキュルシュあたり4フィツダである。ところで、国産チーズは廉価な貧乏人の食料品 (*ma'kūlāt al-fuqarā'*) である。そして、シリア産チーズは商人 (*tujjār*) の勘定で輸入され、その際、荷揚げ地点において、決済証明書 (*rafāti*) に従って関税 (*kamārik*) が支払われている。そこで、以上の諸理由から、(今後、) チーズに対して「通行・市場税」は徴収されない旨決定された。》

項目95《穀物計量 (*kiyalāt al-ghilāl*) については、アズイーズイーヤ、カニーヤート市場において、*ardabb* あたり5フィツダの、ミンシャー、ギルガにおいて、*ardabb* あたり8フィツダの、ブヘイラ県において、*ら豆 rub'* の計量あたり2ニスフの、ギーザ県第二地区において、*ardabb* あたり30フィツダの「通行・市場税」が支払われている。もっとも、「通行・市場税」徴収人 (*ḥamli*) に対するこの支払いが計量人 (*kayyālīn*) によってなされているのか、あるいは穀物所持者 (*aṣḥāb al-ghilāl*) によってなされているのか知られていない。そこで、もしそれが計量人によってなされているのであるならば、彼らは「職業」就業者 (*arbāb kārāt*) であり、彼らからはその就業地点 (*jihāt-hum*) において(「職業税」が) 徴収されているところから、(今後、)「通行・市場税」は彼らから支払われない旨決定された。また、もし(「通行・市場税」の) 支払いが穀物所持者によってなされているのであるならば、穀物の(国

内) 関税(kamārik) はエジプト総督閣下(al-janāb al-dawāri) の御慈悲によって廃止されたところから、この商品に対する「通行・市場税」は、徴収されないことが望ましい。》

項目99《商人(tujjar) に対する「通行・市場税」については、アズィーズィーヤ、カニーヤート市場において、2キュルシュの「通行・市場税」が徴収されていることが報告されている。しかし、それが(数量を基準として) tard あたり課せられているものなのか、あるいは(場所としての) 市場(suq) ごとに課せられているものなのか不明である。また、ケナ県について、ナイルでの荷揚げ、積おろしに際して、'idda あたり24フィツダ(が徴収されている)と報告されている。ところで、すでに指摘されたように、加工品(biḍā'a)、物売り(bayyā'a) に対する、そして仮店舗(furūshāt) に対する「通行・市場税」の徴収は廃止された。そこで、以上に準拠して、(今後、) 商人に対しても徴税措置はとられない。》

項目113《ファッションにおいて、ルピナス売り(tarāmiṣiya) から2キュルシュの「通行・市場税」が徴収されている。もっとも、それが一人(nafar) あたりなのか、あるいはルピナス売り全体(kull al-bayyā'in) に対してであるのか、また、それが週あたりなのか、月あたりなのか、あるいは年あたりなのか明らかにされていない。ところで、とにもかくにも、この商品(の流通量) は取るに足りないものであり、上記地点以外では(同じような措置は) とられていない。さらに、ルピナス(turms) はハラージュ地(al-arāḍi al-kharājiya) での農作物である。こうして、以上の諸理由から、(今後、) 上記地点において、ルピナス売りから「通行・市場税」は徴収されない旨決定された。》

項目116《居酒屋(būza) への課税については、ベニー・マザールとファッションにおいて3キュルシュが徴収されているが、この課税措置が居酒屋一軒あたりなのか、あるいは当該地点に存在するすべての居酒屋に対してなのか、また、それが週あたりなのか、月あたりなのか、あるいは年あたりなのか述べられていない。ベニー・スエフとファイユームにおいては、居酒屋ごとに月あたり10キュルシュである。また、タフタとアフミームについては、関係報告書のなかで、月あたりの課税がとられていると述べられているが、その額についての言及はない。アシュート県については、当該徴収額は、マツラーウィー、マンファルト、ベニー・ラーフィウ、ベニー・サアド、ナズラ・ラミーフ村、アタームナ村、ベニー・カルブ村、バーバリーヤ村(?), プー

ク村, バッルート村, タムサーヒーヤ村, ウム・クスール村において, 居酒屋およびその付属施設 (al-būza wa tawābi‘-hā) に対して, 1273年の徴税請負契約額を基準に, 月あたり610キュルシュ, ベニー・アダーにおいて, 居酒屋につき月150キュルシュ, ハワーティカ村, マンダラ, ガーウリー村, ベニー・フサインにおいて, 月あたり110キュルシュと述べられている。さらに, アシュート, ドゥルンカ, シェトブ, ハムラ, ウィリーディーヤ, ムティーア, アブー・ファルウ・ナズラ(?), クルカーリス, ラファカ村(?)については, (徴収額は) 徴税請負人 (multazim) との間の契約に基づいて決定されていると述べられているが, その額については言及されていない。また, アブー・ディグの「通行・市場税」については, 居酒屋に対して月あたりの課税がなされていると述べられているが, その額についての言及はない。次いで, ケナ県については, 幾つかの地点において, 月あたり100キュルシュであり, エスナ県における居酒屋に対する「通行・市場税」も (ケナ県と) 同様である, と述べられている。ところで, 当該税徴収は一つの方法でもってなされる必要があるにも拘らず, (現実には,) このようにさまざまな方法でもってなされているうえ, 下エジプト諸県では, 居酒屋に対して「通行・市場税」は徴収されていない。そこで, (今後,) 上・下エジプト諸地点におけるすべての居酒屋に対して, 居酒屋一軒につき年あたり300キュルシュを徴収することが決定された。ただし, 課税措置がとられるのは開店している居酒屋のみであり, 課税は営業されている居酒屋の場所 (maḥall) に対してなされるのであって, (人に対してではない。それ故,) たとえ居酒屋が複数のパートナー (shurakā') によって営業されているにも, 「通行・市場税」徴収人 (ḥamli) との間の徴税請負 (iltizām) 契約締結時において, 徴収(額)は居酒屋あたり上記の300キュルシュを越えてはならない旨取り決められる。なお, この措置は, ダミエッタ, ロゼッタ, マンスーラ, サマヌドその他すべての主要都市 (banādir) においてもまた適用される。というのも, これら主要都市はすべてどれかの県に所属しており, 県に存在する(すべての)居酒屋に対して, 上述した方法による(課税)手続きがとられるからである。》

項目117《サントの実 (qaraḍ) については, 「通行・市場税」が徴収されているが, その額は, ファションにおいて, zakība あたり20フィッダ, アシュートにおいて, talis につき15フィッダ, ケナ, エスナにおいて, リヤールあたり9フィッダ, ベニー・スエフ, ファイユームにおいて ḥaml al-ḥimār あたり60フィッダである。ところで, この商品はサント (sant) の木からの生産物であり, 皮なめし工程にとっての必需品である。そして, 当該商品を購入する皮なめし工 (mudābaghiya) といえば,

19世紀中葉エジプトにおける税制度

「職業」就業者 (*arbāb al-kārāt*) であり、彼らに対しては「職業税」(*wirkū*) が課せられている。また、なめし工程後(製作された)皮 (*julad*) に対してもまた印紙税 (*awāyid damgha*) が課せられている。そしてとりわけ、他の地点において、当該商品に対して「通行・市場税」は徴収されていない。そこで、以上の諸理由から、徴税措置がとられている(上記)諸地点においても、「通行・市場税」は徴収されない旨決定された。》

項目120《ひよこ豆 (*ḥummuṣ*) については、ミニヤ県において、*ardabb* あたり2キュルシュが(「通行・市場税」として)徴収されている。また、アシュート(県)において、ひよこ豆売り (*ḥumṣāniya*) について、すべての豆屋 (*miqlāya*) に対して月あたり13キュルシュ半の「通行・市場税」が課せられており、さらに、他の地点へ輸送されるものについて、*ardabb* あたり1キュルシュが、生ひよこ豆 (*al-ḥummuṣ al-akhḍar*) について、*shila* あたり5フィッダが徴収されている。アブー・ティーンにおいては、乾燥ひよこ豆 (*al-ḥummuṣ al-jawhar*) の運搬に対して、*ḥaml al-ḥimār* あたり30フィッダの「通行・市場税」(が徴収され、) ギルガ県においても、(アブー・ティーンと) 同様の措置がとられている。ケナ県においては、ナイルから荷揚げされたひよこ豆に対して3キュルシュが徴収されているが、それが *ardabb* あたりなのか、あるいは他の単位あたりなのか述べられていない。また、エスナ県においては、*'idda* あたり3キュルシュが徴収されている。ところで、ひよこ豆という商品は、通常ハラージュ地での(国産)農作物であるが、一部、商人 (*tujār*) の勘定でもって、アナトリア地方 (*jihāt al-rūm*) から輸入されており、(この場合には、輸入時において、) 関税決済証明書 (*rafāti*) が交付されている。さらに、とりわけ(注目すべきは、) 下エジプト諸県においては、(ひよこ豆に対して、) 「通行・市場税」が徴収されていないということである。こうして、以上の諸理由から、(今後、「通行・市場税」が現在) 徴収されている(上記)地点においても、当該税は徴収されない旨決定された。》

項目124《獣脂 (*shabb zafar*) については、「通行・市場税」が徴収されているが、(その額は、) マッラーウィー、マンファールトにおいて、ナイルへ積み出されるものに対して *ḥaml* あたり60フィッダ、ベニー・アダーにおいて、*ḥaml* あたり1キュルシュ、アシュートにおいて、*fard* あたり20フィッダ、ケナ、エスナにおいて、(ナイルから) 荷揚げされるものに対して1キュルシュ、積出されるものに対して20フィッダ、ベニー・スエフ、ファイユームにおいて、*ḥaml* あたり4キュルシュである。と

ここで、この商品は、オアシス地方 (jihāt al-wahāt) の生産物であり、かつては、国庫勘定でもってもたらされていたが、その後国家はその運搬をやめ、現在では、商人 (tujjār) の勘定でもってもたらされている。そして、当該商品の流通量の大部分は輸出に回され、輸出されるものについては、輸出時において所定の関税 (jamārik) が支払われている。そこで、以上の諸理由から、また、諸県の他の地点においては当該商品に対して「通行・市場税」が徴収されていないことに鑑みて、(当該徴税措置がとられている) 上記諸地点においてもまた、当該商品についての「通行・市場税」は徴収されない旨決定された。》

項目126《塩商 (mallāḥin) とフェルト商 (lubūdiya) については、彼らから「通行・市場税」が徴収されているが、その額は、マッラーウィー、マンフェルトにおいて、キュルシュあたり5フィッダ、アブー・ティーンにおいて、月あたり2キュルシュ、タフタ、アフミームその他において、(アブー・ティーンと) 同様、そしてバルディースとその周辺において、(塩) 商人全体に対して1 rīḡaw(?) である。ところで、塩 (malḥ) という商品は塩商の徴税請負 (iltizām al-mallāḥa) 下に置かれ、(彼らによって) 各地へ配送されている。このように、塩は(塩) 管理局 (al-maṣlaḥa) から商人によって購入・配送されるわけであるが、当該商人たちは「職業」就業者であり、彼らに対しては、彼らの村落において、「職業税」(wirkū) が課せられている。そして、これもまたすでに明らかにされたことであるが、(彼らがそこで商売をする) 仮店舗 (furūshāt) については「通行・市場税」は徴収されない。また、フェルト商 (lubūdiya) といえば、彼らも「職業」就業者である。さらに、かかる徴税措置は他の地点においてはとられていない。そこで、以上の諸理由から、上記諸地点においても徴税措置がとられてはならない旨決定された。》

項目127《アシュート県において、ぬか市場 (sūq al-nukhāla) に対して「通行・市場税」が課せられていることが知られているが、その額は、マッラーウィー、マンフェルトにおいて、キュルシュあたり4フィッダ、アシュートにおいて、売却されるものに対してはキュルシュにつき4フィッダ、商人 (mutasabbibin) によってもち込まれるものに対しては zakība につき10フィッダ、バルディースとその周辺において、'idda あたりマイディーである。また、ケナ県においても、小麦とそら豆のぬか市場 (sūq al-nukhāla wa al-dams) に対して、リヤールごとに9フィッダが課せられており、エスナ県においても同様である。ところで、そら豆のぬか (dams) については、「通行・市場税」が徴収されてはならない旨すでに指摘したところである。そして、

小麦のぬか (nukhāla) についてもまた同様の措置がとられなければならない。というのも、当該商品は小麦製粉後の残りかすであり、廉価な商品であるとともに、他の地点において、当該商品について「通行・市場税」は徴収されていないからである。また、そもそも当該商品のものである小麦 (qamḥ) に対しては、国内関税 (jamārik dakhiliya) が課せられることはない。以上から、当該商品について「通行・市場税」を徴収することには根拠がない。」

項目128《穀物 (ghilal) については、アシュート県において「通行・市場税」が徴収されているが、その額は、マッラーウィー、マンファルトその他において、ナイルへ積み出されるものに対して、ardabb あたり15フィッダであるが、カイロおよび輸出地点へ運ばれるものについてはその限りではない。また、市場において売却されるものに対する「通行・市場税」については、rub' あたり2ニスフが課せられている。ベニー・アダーにおいては、rub' あたり2ニスフ、ハワーティカにおいては、マッラーウィー、マンファルトと同様、ウム・クスールにおいては、穀物とクミン (kammūn) について、やはり(マッラーウィー、マンファルトと)同様、アシュート市においては、ナイルへ積み出されるものに対して、ardabb あたり10フィッダであるが、カイロへ運ばれるものについてはその限りではない。また、市場において農民 (fallāḥin) によって売却されるものについては、ardabb あたり、売却者から20フィッダ、購入者から同じく(20フィッダ)が徴収されている。さらに、周辺の村落からの中小商人 (al-mutasabbibin min al-nawāḥi al-barāniya) によって持ち出されるものについては、1ardabb につき、20フィッダである。アブー・ティエグの「通行・市場税」については、ナイルへ積み出されるものに対して ardabb あたり16フィッダ、市場で売却されるものに対して wiyaba あたり 5フィッダ、そして中小商人 (mutasabbibin) に売却されるものに対して28フィッダである。ギーザ県においては、ナイルから荷揚げされるものに対して ardabb あたり10フィッダ、ケナ、エスナにおいては、ardabb につき3 qadaḥ miṣri, ミニヤにおいては、売却に対して ardabb あたり30フィッダ、ファッションにおいては1キェルシュ、タフダ、タハにおいては、アブー・ティエグと同様である。ミンシャーについては、市場で売却されるものに対して、(購入者が)中小商人 (mutasabbibin) の場合、ardabb あたり1 qadaḥ、(購入者が)農民 (fallāḥin) の場合、ardabb あたり1 qadaḥ $\frac{1}{8}$ が徴収されている。そして、ナイルへ積み出されるものに対しては、12 mudd あたり1 qadaḥ と7フィッダである。ベルディースとその周辺においては、ardabb あたり農民 (fallāḥ) から1 qadaḥ、中小商人 (mutasabbibin) から riftāw, 船舶によって荷揚げされるものに対

して、*ardabb* あたり半 *rifṭaw*, ナイルへ積み出されるものに対して、*ardabb* あたり10フィッダである。ところで、クミンについては、すでに先に関係当該規則を明らかにした。穀物については、下エジプト地方の地点では、上エジプト地方の地点のように「通行・市場税」は徴収されておらず、また、穀物という商品は、ハラージュ地 (*al-arāḍi al-kharājiya*) からの収穫物である。そして、その売却は、食料として（消費される）ためか、あるいは海外へ輸出されるためかのどちらかであるが、食料として売却されるものについては、エジプト総督閣下の臣民に対する寛大な御慈悲から決定されたところに従って、（すでに）食料品に対して（国内）関税 (*jamārik*) を課すことは廃止されている。また、海外へ輸出されるものについては、それは（売却穀物の）大部分をなすが、輸出時点において、アレクサンドリアで所定の関税 (*jumrk*) が徴収されている。ところが、この商品に対して、ナイルへ積み出す際であるとか、ナイルから荷揚げする際に「通行・市場税」が徴収されているため、重複した課税措置がとられている場合がある。とはいえ、カイロならびに税関所在地へ運ばれるものに対しては「通行・市場税」は徴収されていない、とも報告されており、それが大勢を占めている。（こうして、当該商品に対する課税事情はさまざまであるが、）ともかく、（この点に関して）すでに明らかにした諸理由から、そして下エジプト地方では（「通行・市場税」が）徴収されていないことに鑑みて、上エジプト地方の（上記）諸地点において、当該穀物について「通行・市場税」が徴収される必要を認めない旨決定された。》

項目143《アシュートにおいて、そら豆粉碎器 (*mudashshat al-ful*) に対して、徴税請負人 (*multazim*) との契約に基づいて、月単位で「通行・市場税」が徴収されている。ところで、他の地点では、このような措置はとられておらず、（今後、上記地点においても、「通行・市場税」が）徴収される必要を認めない。》

項目144《にがよもぎ (*shih*) については、アシュートにおいて、ロバ1頭あたり20フィッダの「通行・市場税」が徴収されている。ところで、この商品は（その流通量が）誠に少ない。というのも、それは山岳地帯に植生し、それを（市場に）もたらす収穫者は、それを採取するために多大の苦勞をはらっているからである。またとりわけ、この商品は生薬 (*itāra*) の一つであり、生薬については、すでに明らかにしたように、「通行・市場税」を徴収してはならない。さらに、他の地点においては、かかる徴税措置はとられていない。そこで、以上の諸理由から、上記地点においてもまた「通行・市場税」は徴収されない旨決定された。》

項目148《アシュート県のムティーア村における「通行・市場税」は、(イスラム暦)1271年まで、月単位で徴収されており、その額は、わら (quṣṣāba) に対する「通行・市場税」を含めて、300キュルシュであったと報告されている。ところが、1273年のトゥート月以降、わら、羊 (aghnām)、野菜 (khaḍārāt)、なつめやし (ba-laḥ)、うす (raḥa)、菓子 (ḥalāwa) については、「通行・市場税」は免ぜられ、その他の品目については、勅令によって、アシュート(県)「通行・市場税」規定に基づいて、「通行・市場税」が徴収される旨命ぜられた。また、マンカパード(村)の「通行・市場税」については、1271年までは、そのなかにわらの「通行・市場税」を含んでいたが、上述したように、1272年以降、わら、野菜、羊については、「通行・市場税」は免ぜられたと報告されている。以上を要するに、上記二地点において、かつてはすべての品目に対して所定額の課税がなされていたのが、(その後、)ほとんどの品目について免税措置が講じられ、(今では、課税対象として、)その一部が残るのみである、ということである。そこで、(現在までのところ、)こうして残された品目が何であるか知られていないのではあるが、この法律 (al-la'īḥa) によって、「通行・市場税」が徴収されるべき品目とその徴収を免ずべく定められた品目とが明らかにされた以上、上記二地点において、上記(課税対象として)残された品目が調査され、徴税が許された品目については、所定の方法に従って徴税手続きがとられ、徴税免除が指摘された品目については、同一の方法で手続きがとられるよう、ここに述べられた規定に基づいて免税措置が講じられることになる。》

項目152《ふるい職人 (mugharbilin) については、「通行・市場税」が徴収されていることが知られており、アブー・ティーグにおいて、ふるい職人たちに対して月あたり(の徴税がなされていると)報告されている。しかし、その額は不明である。タフタとアフミームにおいては、(アブー・ティーグと)同様であり、ミンシャーとギルガにおいては、月あたり9キュルシュである。ところで、ふるい職人は、農民 (muzāri'in) である場合には彼らに対して耕作地への税 (amwāl al-atyān) が課せられており、「職業」就業者 (arbāb al-karāt) である場合には彼らに対して「職業税」 ('awāyid bi-karāt-hum) が課せられている。そこで、以上の理由から、そして、他の地点においては彼らから「通行・市場税」は徴収されていないことに鑑み、上記地点において「通行・市場税」は徴収されない旨決定された。》

項目154《タマルヒンディー (tamarhindi) として知られる 'ardib (?) につい

ては、ミンシャーとギルガにおいて、*raṭl* あたりマイディーの「通行・市場税」が徴収されている。ところで、この商品は、通常スーダン地方、ダールフル地方から輸入されており、ダールフル地方から運ばれてくるものについては、アシュートにおいて関税 (*kamārik*) が徴収されている。また、スーダン地方から運ばれてくるもののうち、海外へ(再)輸出されるものについては、輸出時に、アレクサンドリアにおいて関税 (*kamārik*) が徴収されている。このように、(この商品の)大部分は(再)輸出にまわされ、こうして輸出されるものに比べれば、(国内の)生薬商 (*ʿaṭ-ṭarīn*) に売却されるものは少ないうえに、生薬商に対しては、「職業」従業者 (*arbāb al-kārāt*) としての課税がなされている。また、すでに述べられたように、生薬 (*ʿiṭā-ra*) に対しては課税措置はとられない。そこで、以上の諸理由から、そして、ギルガ県以外ではこの商品に対して「通行・市場税」が徴収されていないことに鑑みて、ギルガ県においても「通行・市場税」を徴収する必要を認めない旨決定された。》

項目155《ファティール職人 (*faṭāṭiriya*) については、ミンシャーとギルガにおいて、月あたり8キェルシュ30フィッダの「通行・市場税」が徴収されているが、これが一人 (*nafar*) あたりなのか、あるいは当該地点のファティール職人(全体)あたりなのか明らかにされていない。また、ケナとエスナにおいては、店舗 (*dukkān*) ごとに、月あたり50フィッダ(が徴収されている。)さらに、ミンシャーとギルガにおいて、養蜂業者 (*naḥḥālin*) に対しても、月あたり60フィッダの「通行・市場税」が課せられている。ところで、これら(ファティール職人)は「職業」就業者 (*arbāb al-kārāt*) であり、彼らに対しては(「職業税」が)課せられている。また、他の地点においては、かかる課税措置はとられていない。そこで、以上の諸理由から、上記諸地点において、彼らから「通行・市場税」を徴収することの必要を認めない旨決定された。》

項目157《粗皮 (*al-jild al-faṭīr*) については、ベルディースおよびその周辺において、ラクダの皮 (*jild al-jamal*) について10フィッダの、牛の皮 (*al-jild al-baqarī*) について2ニスフの、やぎと羊の皮 (*al-māʿiz wa al-dāni*) について1マイディーの、またケナ、エスナにおいては、なめす前のざらざらした皮 (*al-jild al-khashīn*) について10フィッダの、やぎの皮について5フィッダの、そしてなめし皮 (*al-farwa*) について2ニスフの「通行・市場税」が徴収されている。ところで、粗皮は通常、なめし加工のために皮なめし業者 (*mudābighiya*) に売却されるか、あるいは外国へ輸出されている。そして、皮なめし業者に売却されたものについては、皮なめし工程後、

(個々の製品に対して、) 印紙税 ('awayid damgha) が支払われている。また、とりわけ (注意すべきは、) これら皮なめし業者は「職業」就業者 (arbāb al-karāt) であり、彼らから彼らの「職業」に対して (「職業税」が) 徴収されているということである。また、外国へ輸送されるものについては、輸出時にアレクサンドリアにおいて関税 (kamārik) が支払われている。さらに、諸県の (上記地点を除く) 他の地点において、当該税は徴収されていない。そこで、以上の諸理由から、(今後、) 上記地点においても、「通行・市場税」は徴収されない旨決定された。》

項目158《両替商 (ṣayārif) と金細工師 (ṣuyyāgh) については、ベルディースにおいて、両替市場 (sūq al-ṣayāfiya) に対する課税として彼らから5フィッダの「通行・市場税」が徴収されている。ただし、この課税が市場にいる両替商全体に対してなされているのか、あるいは一人一人の両替商 (ṣarrāf) に対してなされているのか、また、それが日あたりなのか、週あたりなのか、あるいは月あたりなのか明らかにされていない。また、ケナ、エスナ県においても、両替商と金細工師について、月あたり7キュルシュ半が徴収されている。ところで、金細工師についてはすでに明らかにしたが、両替商についてもまた (金細工師と同様、) 彼らから (「通行・市場税」を) 徴収する必要を認めない。というのも、彼らは「職業」就業者 (arbāb al-karāt) であり、彼らに対しては「職業税」(wirkū bi-karāt-hum) が課せられているからである。さらに、(上記地点を除く、) 他の地点において、「通行・市場税」は徴収されていない。そこで、上記地点においてもまた、彼らから (「通行・市場税」を) 徴収しない旨決定された。》

項目168《市場を渡り歩く呉服反物商 (qammāsha) については、ベニー・スエフ県、ファイユーム県において、仮店舗 (farsh) あたり5フィッダの「通行・市場税」が徴収されている。ところで、すでに明らかにしたように、仮店舗 (furūshāt) への課税は廃止された。またとりわけ、彼ら呉服反物商は「職業」就業者 (arbāb al-karāt) であり、彼らに対しては、彼らの拠点 (jihāt-hum) において、(「職業税」が) 課せられている。そこで、以上の諸理由から、彼らについて徴税措置をとる必要を認めない。》

項目170《マアードイー・ハビーリー、トゥラ、シェイフ・イトマーンにおいて、(渡河に際して、) 船舶料金 (ujra) のうち、徴税請負人 (multazim) と船舶の所有者 (marākibiya) が彼らの取り分として、それぞれその $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{2}{3}$ を取得していることが知

られている。そして、もし船舶が徴税請負人の私有にかかるものであるならば、料金のすべては徴税請負人の取り分である。徴収される額は、ラクダ1頭につき、荷がなつめやし (balaḥ akhḍar), やし織毛 (lif), 小型ザルカゴ (maqāṭif), 小麦 (qamḥ), いちじく (tin abyāḍ wa aṣwad) の場合には1キュルシュ、空荷の場合には10フィッダである。また、荷がメヌーフ産畜産品の場合にも、同様に1キュルシュであるが、空荷の場合には20フィッダである。荷が牛糞燃料 (maska), ベルシーム (barsim), 土器 (fakkhār), 野菜 (khaḍār) の場合には30フィッダであり、空荷の場合には10フィッダである。さらに、遊牧民 ('urbān) のラクダに関しても同様であり、荷が siyāṭ(?) の場合には1キュルシュ、空荷の場合には10フィッダである。また、ロバ1頭については、荷が小麦の場合には20フィッダであり、空荷の場合には10フィッダである。荷がベルシーム、牛糞燃料の場合には10フィッダであり、空荷の場合には5フィッダである。また、乗り物用ロバ (ḥamīr al-rakūba), 上エジプト、ファイユーム産ロバの場合には20フィッダである。そして、荷がスイカ (baṭṭikh), メロン ('ajjūr), 野菜の場合には15フィッダであり、空荷の場合には5フィッダである。(渡河されるのが) 商品としての牛 (baqar wa athwār) の場合には、1頭につき1キュルシュ、水牛 (jāmūs) に関しては、大きな水牛の場合には1キュルシュ、小さな水牛の場合には20フィッダ、羊 (aghnām sha'āri) については、もしそれが住民への売却目的であるならば、1頭につき5フィッダ、屠殺場への輸送目的であるならば、3フィッダ、そして、人間(の渡河)については、荷をかついでいようがいまいが、(1人につき) 5フィッダである。さらに、小売り商人たち (mutasabbibin) によって購入され、船舶の船底につままれてアレクサンドリアへ運ばれる野菜については、ロバ1頭あたり10フィッダが徴収され、小売り商人たちによって下エジプト地方から船舶でナイル西岸にあるマアディー・ハビーリーの野菜市場に運ばれ、そこで売却される野菜については、徴税請負人 (multazim) によって、ロバ1頭あたり10フィッダが徴収されている。ところで、こうして、「通行・市場税」の徴収は) 同一の方法によってではなく、さまざまに異なる方法によってなされていることが知られているが、(今後、) ラクダ(の渡河)については、いかなる品目であれ、荷をつんでいるならば、ラクダ1頭につき30フィッダが徴収されることになった。その際、積載品目が(通常においては免税措置が講じられる) 食料品、畜産品、さらには低級品であっても、同じ措置がとられる。そして、空荷のラクダについては、ラクダ1頭につき15フィッダが徴収される。また、ロバ(の渡河)についても、いかなる品目であれ、荷をつんでいるならば、ロバ1頭につき10フィッダが、空荷の場合には5フィッダが徴収されるが、(後者の場合、) ロバが乗り物用であろうがその他の目的用であろうが、空荷であ

る限り、規則は一つである。同様に、馬（の渡河）についても、これまでこの点に関する報告はないものの、（今後、）馬1頭につき、荷をつんでいる場合には20フィツダ、空荷の場合には10フィツダが徴収されることになった。また、羊については、それが住民に引き渡されようと屠殺場に引き渡されようと、同一商品に対して二種類の徴税方法がとられる必然的理由はないために、（この両者に対して、）現在屠殺場むけ羊についてなされているように、1頭につき3フィツダが徴収される。さらに、人間（の渡河）については、荷をかついでいようがまいが、現在そうなされているように、1人あたり5フィツダが、また牛と水牛については、1頭あたり、大きい場合には30フィツダ、小さい場合には15フィツダ（が徴収される。）ところで、先に指摘したように、野菜について徴税措置がとられているが、この商品に対する徴税措置は、野菜がエジプト総督閣下の御慈悲によって免税措置の対象となっている食料品であるところから根拠なく、（廢止されるべき）ものはずである。しかるに、上述したように、当該地点において（引き続き特別に）課税措置がとられることになった。そこで、もし他の諸県においても同様な措置がとられており、これまでに、（この点に関して特別に）免税措置を講じるべき旨の勅令が公布されていないならば、（これら諸県においても、）引き続きこの野菜に対する「通行・市場税」は徴収されることになる。ただし、もし当該徴税額が先に規定された額を上回っているならば、この法律が定める額に基づいて徴税は実施されなければならない。》

項目172《不動産斡旋 (dilālat al-amlāk wa al-'aqārāt) については、プヘイラ県においてのみ、リヤールあたり3フィツダの「通行・市場税」が徴収されている。ところで、カイロにおいて、不動産 (al-amlāk wa al-'aqārāt)、船舶 (marākib) に対して徴税措置が講じられているが、その徴収額は定められている。つまり、それは1ケースあたり25キュルシュであり、このうち、5キュルシュが不動産ブローカー (dallāl) あるいは口利き屋 (mukhbir) の取り分であり、20キュルシュが国庫 (al-miri) の取り分である。また、この額の半分は売却者が、（他の）半分は購入者が支払う。ただし、もし売却者と購入者との間に、片方がすべてを負担するという合意があるならば、この合意に従って手続きがとられる。さて、（今後は、）不動産の売却に際して、以下のような手続きがとられることになる。つまり、それが土地 ('aqārāt) であろうが船舶 (marākib) であろうが、上・下エジプト地方のすべての主要都市 (banadir) において売却された不動産 (amlāk) に対して、斡旋料 (dilāla) のみが徴収され、この斡旋料が支払われた後にあつては、（エジプト政府の権利は）満され、（新たに）「通行・市場税」が徴収されることはない。そのため、斡旋料（徴収）が「通行・市場

税」徴収人 (hamli) による徴税請負 (iltizām) の対象となっているものの、(現実には、当該幹旋料の徴収が) この「通行・市場税」徴収人以外の人物によって担われている場合には、(この人物は、) 当該「通行・市場税」徴収人のために、幹旋料のほか「通行・市場税」を徴収してはならない。」

(1986年10月21日脱稿)

シ

(1) トルコ語主文

عینو افغ

عنوانه اخذیند سخته اولاره و اولیایه ایشا خضده مجله احکام مورقینه بایلیقه نیایه بوریللا لویج قسبی و کبری
 مدیرینده اکلایشی برنه مدیر و اول فضلده درایتو برایکی ناجرا اخصایه بمجس خصوصیه مطالعه و تذکر
 و حسب الایجاب محرومانتی ابرافخدره ایجاب ایدیه اراده نیندک اصلایجه خاکبای سینه عرمله اولمش آفر اولمش
 ریح و کسلی بر قلم اراده نینه شرفصدور بولاره و اولویله لازمه کلاندر مجس فریره جلبه و دعوت اولاره
 جمله نیک انقاره و اتی دیم لایحه فریره مطالعه و ایجابی مذاکره و مدار اولرله اولیایده ویکر بر لایحه
 فدا آغوبه جمله طرفینده مهور اولرینه هاده لایحه دیگر معافقا کوندرله اولرینه خاکبای سینه بر ضمیمه
 بیخوبه ایلمی اراده اصابتاده جنابه النعمه توفقه بوردلین نقدیده برای طبع و نشر بالوک اراده
 اید سینه اولرله بولر فریه نیایه مندر لکرم برای اولرینه شرفین افغ بر ۱۰۰
 خه
 ۲۰۰



رقم سند	۱۰۰
تاریخ	۱۲۸۰
محل	قاهره
محل	مصر

عن

ذمیه ۱۷۹۹ ج ۱ ص ۱۰۰۴. مینند لاجل تان و ترم و اجری ما هو قنضی فی هذا الشا و بور و هم قیادتهم
 فرد و حدان ما هو جاری فی سایر ایجاتا لم یکن ع. نمط واحد حیث ان بعض ایجاتا جا بدین انه خذ علی
 بعض اضاغ لم یکن جاری الی خذ علی ایجاتا افری و بعض اضاغ جاری الی خذ علی ایجاتا
 باقوع مختلف و قد یکان ان الضغ و لحد و الی خذ علی لم یکن علی سیاق و لحد بن کل حال
 نوع ۶. افح و قد یتکون المدییه و لحد کاوان و حد بعض اشیات له یکن لزوما
 الی خذ علی بالکلیه مع انه جاری علی الی خذ و هكذا. هذه الی نوع المختلف
 و لحد ضیغ و ربط اجری فی سایر ایجاتا علی نمط واحد و عدم جمولی مختلف بقی ایجاتا
 و بعضا وضع اخذ ما هو جاری اخذ علی الی اشیات الی ما هناک اقنضی للاخذ علی
 قد اقنضی اکان له حال هذه الی لایحکم المشمله علی ما تری لزوم الی خذ علی بکلیه ما یوضغ
 علی کل ضغ و ما تری استیسا عدم لزوم الی خذ علی بالمناصب الی تصعب عدم
 الاخذ علی انه و. الان و مساعد یکتف اجری علی بور و انما و. حیث کا تا لحد
 علی ان بعض ایجاتا سباعه حملنا علی المذنبین بقنضی المروض ۶. مدد معانیه و لحد لا
 لم انزمت مدتهم و اذا صار له اجری علی قنضی ما تدون بفسد الی مدد ان تراجم الباقیه
 للمذنبین یصل الی کل و لذلک التوفیق و. ملذنبیه فاجعل منع ذلک و حسا لوجوه الی
 ینتی ان ایجاتا لم انزمت مدد ان تراجم یعد الی اجری بهم حسب اهلاری لایب
 انشوی مدد ملذنبیه و بان تراها فایکون اجری علی حسب هذه الی لایحکم و یا وقت ربط
 الی ذلک اما ع. المدد اجبید یشغط یا نفس المراد الی ان یکتف اجری بقنضی هذه
 الرابطه و یتجدد یا نفس السطوط جزا علی من یس علی المطافیا اذا اخذها ذیاده
 الشریفه بالمعامه علی حسب القانون و بیدرشد صورش هذه الی لایحکم و یکل و دریب
 الی سایر مراتب التواری فیایب الی و نظاد البلاد و الوهد و اصحاب الی بجا ذی الاموال
 بما یقرب الی و لحد علی سایر الی الی قنضی یکن له حقا بعام حیث یس ما یسوی الی خذ علی

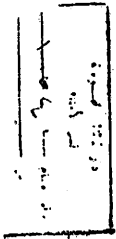


لای

۱. احدی را کامل بگویند او بر علی حسب اختلاف فارسی نژای او مابین ۲. او ملاک
هوان بگویند او بر علی بنی هذیل ای لغات و مالک با بر چون اینها در عرضا قبی
بجری نویض علیه دلاله قضیه و منی صادره دلاله بصیرت کنی و نه نویض علیه و اذا کانست
دلاله نذج یا نذراک امالی بلا و اذا کان شیء شخصی صلا امالی ناه نویضی اخذ علم امالی
خانه دلاله

خلاصه

علی علیه المدرج قد شفقت هذه الامیة بما نژای فی اخذ کل علی ما هو مقتضی ان خذ علی
و بهر فرای علی المساع الثمینی و بعد ان مابا قرین القیوک و صدره و لقب با جراه فیض طبرما
و ندرها لی جزان اقتضاها له من او بری بویوک و انما . صیغله نظر مناهه جاری قریما
ان کل جرک بویوک بعضی اشیا کان جاری اخذ علی علی من نکان جاری ان خذ علی
له ای بریخا اخر و كما هو معلوم ان اسباب ذلك ناشیا عنما کان حاصل فی المدد المانیة
بان بعضی امالیة ینسول الی المدیریة با حدیث اخذ علی علی بعضی اشیا بقویة ات
هذایم و یا دة سلیرا و لجزء المدیری و مدیر لجزء فوفیة لجزء ان نای بدیك و ای بعضی ما
ان سلیم له بالقیوک او بتفاهر مع عموم و مع قویة او زحمیم بعضی تسیرج و انه هاهنا
بطله او بری عنما استعوب الی خذ علیه و الذین استعوب ترک ان خذ علی فیضیة
۲. الایة اذا من بعضی او نای . ۱. ای ضمن یا حدیث او بری اخذ علی علی ایست خارجا
۳. هفت الامیة فیضیة ثمن ۴. ذکر علی عمل او قضی وان تعلقت او راه انکتاب
یا جانیة فا ذکر فیضیة لعل شیخ او بری و اما انما لای لعل او لعل المدیری و بعضی
و کذا . بعضی اشیا . بعضی اشیا . و اریاب الکارات کان جاری من علمه فی بعض
اکثر . قویة نیز ۴. عدم اخذ علی من نظر لایکوتر اریاب الکارات و جاری علمه التعلیل
بکار نهم و کما نلاحظه ان بری ان لعل بعضی اشیا فی جاری علمه تمیل نذرا ان خذ علی من
فیضیة اذا کان بعد اشخاص بوسه المالیة . اریاب الکارات المذکور و لایکون و بری
یا قتل لاهو بریض علیه . بری لایکون قاتل و . عدم اخذ علی من بصیرا بری تعلیم



27

بكارانهم كما الاموال المنسبة في تعيين ارباب الكسب هذا ما تراهي ليجلس اليه حكام
 وعليه اشترى انعام بلاهه كسب
 وعبدلطف
 رهاه
 محمد صه
 اسس

محمد حافظ
 مصطفى بك
 الشاذلي
 الشيخ البقعي
 السيد سليمان
 السيد الرباعي
 حركاتي
 ملاحه

محمد روض
 احمد النجدي
 حسن شيبه
 محمد جوي
 خليل
 اسمايل
 احمد محمد
 ملاحه

اشيلاوة هذه المدايم وعيدان ما تدون لا فتوي محله الا ان هنت المصانف والاربعه وشيهم البلدي اجمع والسك
 الاموال المانع وكبره رما و كغار وبلالين العبيدي والاموال هولاي مذكور بالاكيه . اخذ على عليايع البعض بانها ليرش
 سره فضه ولفض با عنها الفرض اربعه وشفه واليهض با عنها الفرض نصفين وهكذا فالذي تراي ان الهضا فالمدكور
 يكون اخذ امله لا يا عنها الفرض ثلاثة فضه ساسة بظرا كما وان نصف السلب ولطوال سوس شخصه بلالايم اعترفي
 عليها وما دام اربا مناسه نصف المصانف كونهما القليل وانضوا و . هيهه لا هيهه اخرى مثل نصف المدكور
 فتوخذ عليها ايضا الفرض ثلاثة فضه سوسه ثمانية سنه سنوت سنوت فضه وما زاد . الثانية سنوت بوضه
 الى ثلاثة سنوت فريخ وا حد و . اربعه سنوت ثمانية سنه سنوت سنوت فضه وان الاخذ يكون ع . الذي بلغ اربا
 على الاث سن حشيت فضه وان هذا يكون عا كجبره لدر سباع في اموال البلاد و كبر المصك للاشغال و اجا حشيت الفرض
 المصك للمكاتبين فريخ بقره حشيت يعلاوة حشيت فضه على كسب و ثلثه ثلثه ترا الحاشي عطا و با في ما ذكره لياود . يوت على اهو
 عليا
 حركاتي